

平成23年度

第二次取手市男女共同参画計画
年次報告書

取 手 市

平成23年度（平成22年度実施分）

男女共同参画年次報告書について

1 作成の趣旨

この報告書は、「取手市男女共同参画推進条例（平成17年1月4日施行）」第14条に基づき、取手市男女共同参画計画の施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、公表するものです。

市民及び事業者のみなさんと情報を共有し、一体となって取り組みさらなる改善につなげます。

2 本報告書の構成

第1部 男女共同参画社会づくりの状況

取手市男女共同参画推進条例に基づいた5つの理念と、第二次男女共同参画計画の14の主要課題に基づき、家庭・職場・地域・教育などあらゆる分野において男性も女性も個性と能力を十分に活かし、いきいきと暮すことができる「男女共同参画社会」にむけた実施概要と成果を4つの基本目標ごとにまとめました。

第2部 施策の実行状況

取手市の男女共同参画社会の実現にむけた施策の実行状況を明らかにするために、個別事業ごとの平成22年度の実績と評価、今後の方向性を明らかにしました。

評価と今後の方向性については、各々事業担当課が検討を行いました。

その後、進捗状況が芳しくない施策を所管する事業担当課に対し、施策実施を阻害する要因とその解決策に関する追加調査を実施し、目標達成にむけた課題の認識と意識啓発を行いました。

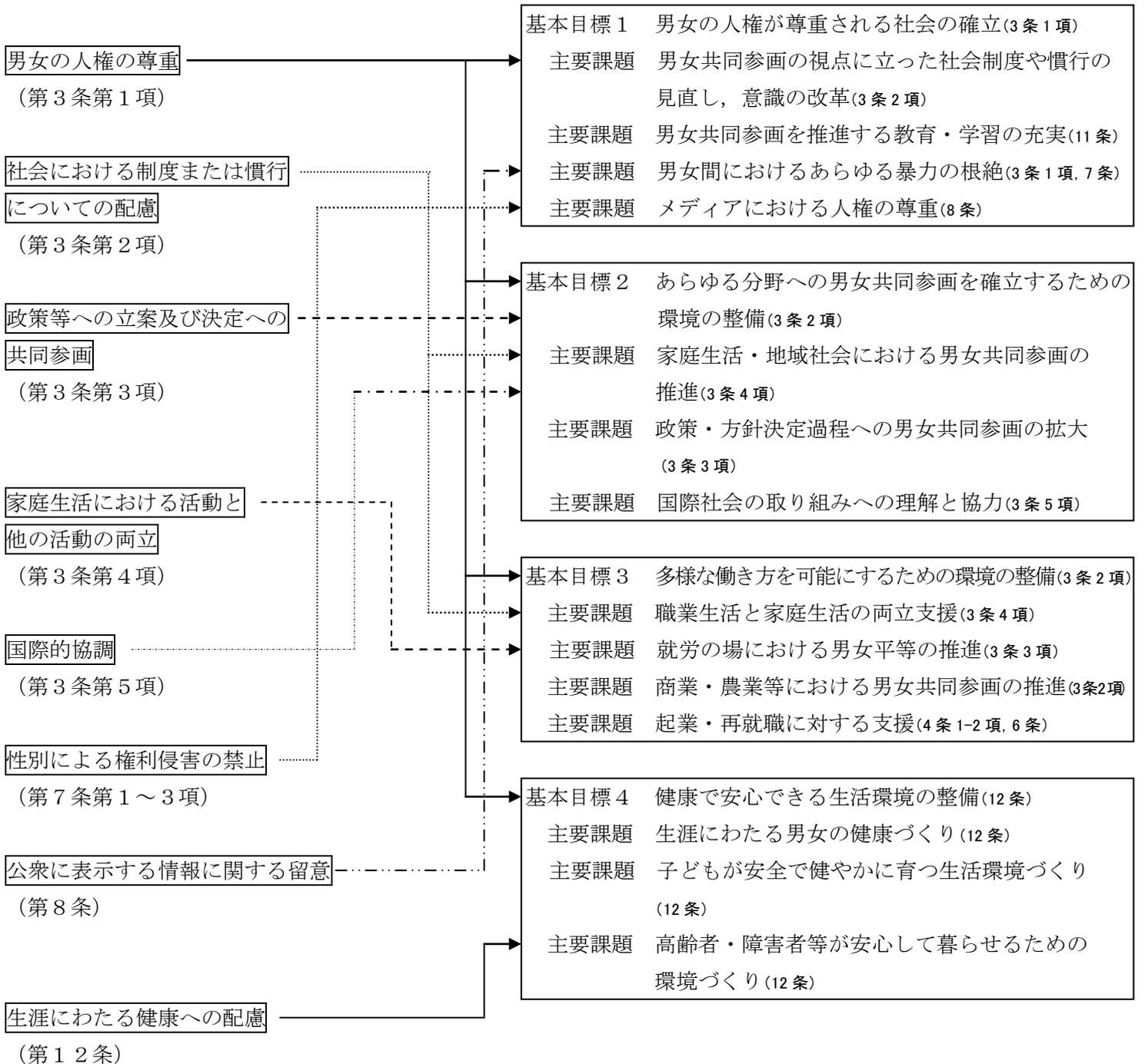
第1部

男女共同参画社会の実現にむけた推進状況

1 計画の体系

取手市男女共同参画推進条例の理念と施策体系

基本目標及び主要課題



2 主要課題ごとの各事業評価のまとめ

	進捗度（施策実施状況）				計
	実施済みで十分に成果を上げている A	実施済みで成果を上げている B	実施済みであるがあまり効果が上がっていない C	未着手もしくは実施が困難な状況にある D	

基本目標1 男女の人権が尊重される社会の確立					
1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革		4	1		5
2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	2 3	1 5	1		3 9
3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	7	1 3	2		2 2
4 メディアにおける人権の尊重	4	3	3		1 0
合計	3 4	3 5	7		7 6

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備					
5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	6	2 2	1	1	3 0
6 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	5	1 1	1	1	1 8
7 国際社会の取り組みへの理解と協力	4	1 3			1 7
合計	1 5	4 6	2	2	6 5

基本目標 3 多様な働き方を可能にするための環境の整備					
8 職業生活と家庭生活の両立支援	6	8	1	4	19
9 就労の場における男女平等の推進	3	3		4	10
10 商業・農業等における男女共同参画の推進		4		2	6
11 起業・再就職に対する支援		5	2	3	10
合計	9	20	3	13	45

基本目標 4 健康で安心できる生活環境の整備					
12 生涯にわたる男女の健康づくり	6	17		3	26
13 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり	2	14			16
14 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり		20			20
合計	8	51		3	62

総合計	66	152	12	18	248
-----	----	-----	----	----	-----

(個別事業数)

※ 進捗度（達成状況）は、担当課の自己評価によるもの

(参考) 前年度進捗状況

総合計	58	158	12	24	252
-----	----	-----	----	----	-----

3 基本目標の達成状況

基本目標1 男女の人権が尊重される社会の確立

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる機会を通じて情報や学習の機会を提供し、男女が生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが必要です。

また、「男は仕事 女は家庭」「男は主要 女は補助」といったような決めつけをせずに、多様な生き方ができるようにします。

さらに、次代を担う子どもたちに、男女の平等や人権を尊重する心を育む教育を行うことが大切です。

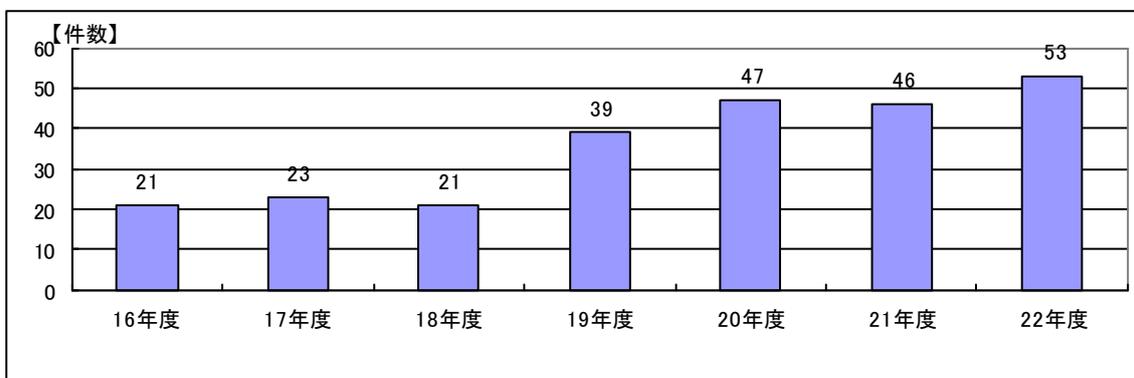
このため、家庭、職場、地域、学校など社会のいろいろな分野において、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実に努めます。

また暴力は、性別を問わず許されるものではありません。加害行為を許さない風土がつかれるよう意識の啓発と環境整備につとめます。

【実施概要】

- 男女共同参画に関する情報紙を発行し、男女共同参画に関する情報の提供を実施した。
- 市民アンケート実施時に、男女共同参画についての意識を分野別・年齢別にまとめ、現状分析を行った。
- ドメスティック・バイオレンス相談において、県婦人相談所、県警察と連携し取り組んだ。また、広報へ記事を掲載するなど、市民への情報提供に努めた。

ドメスティック・バイオレンス相談



基本目標 2

あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境整備

男女共同参画社会を実現するためには、政策、方針決定過程をはじめ、社会のあらゆる分野に男女がともに参画することが必要です。

そのため、家庭や学校教育、地域など様々な活動の場において、男女共同参画社会について理解を深めていくとともに、国際的な取り組みとも協調していきながら、あらゆる分野での男女共同参画を支援・推進していきます。

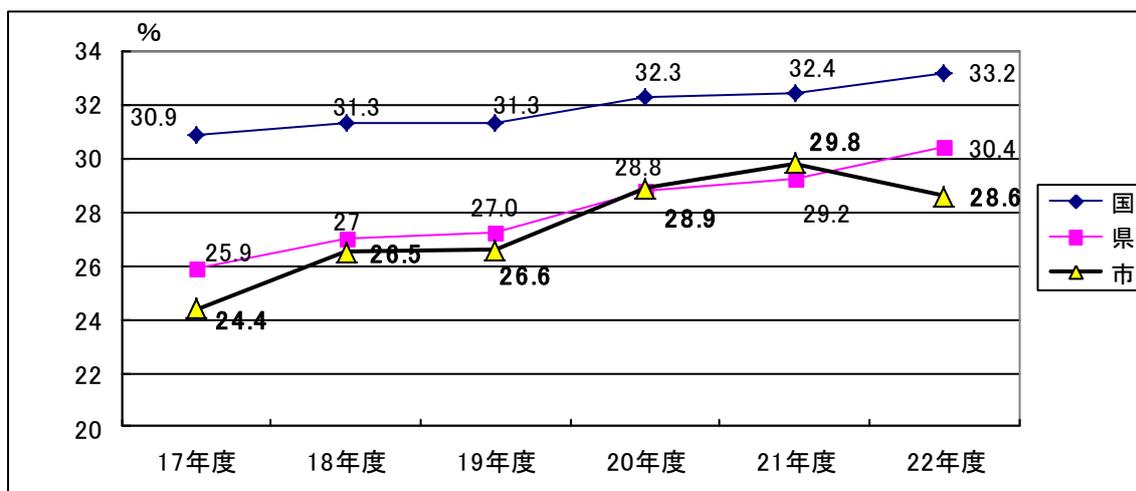
また市役所自らが男女共同参画モデル事業所となれるよう、職員の意識改革を進めます。

【実施概要】

- 審議会のうち、女性不在の審議会の割合は、14.8%となった。
- プレママ・パパ教室を延べ24回開催し、延べ総数433名の参加を得た。
- 「第14回女と男ともに輝くとりでの集い」を開催し、市民への意識啓発を図ると同時に、実行委員会参加団体の人材育成を行った。
- 女性消防団の活動充実を図り、1名の新入団を得た。
- 市職員に対する人事評価を実施し、処遇や配置等の更なる公平化・公正化に努めた。

審議会等における女性委員の占める割合

(目標の対象である審議会委員)



基本目標 3

多様な働き方を可能にするための環境の整備

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という視点から、男女がともに仕事と家庭生活を両立することができるよう、安心して子育てや介護などができる環境づくりを進めます。

また、男女雇用機会均等法に基づき、雇用や賃金、昇進等において男女間に格差をなくし、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場環境づくりにむけて、情報を提供します。

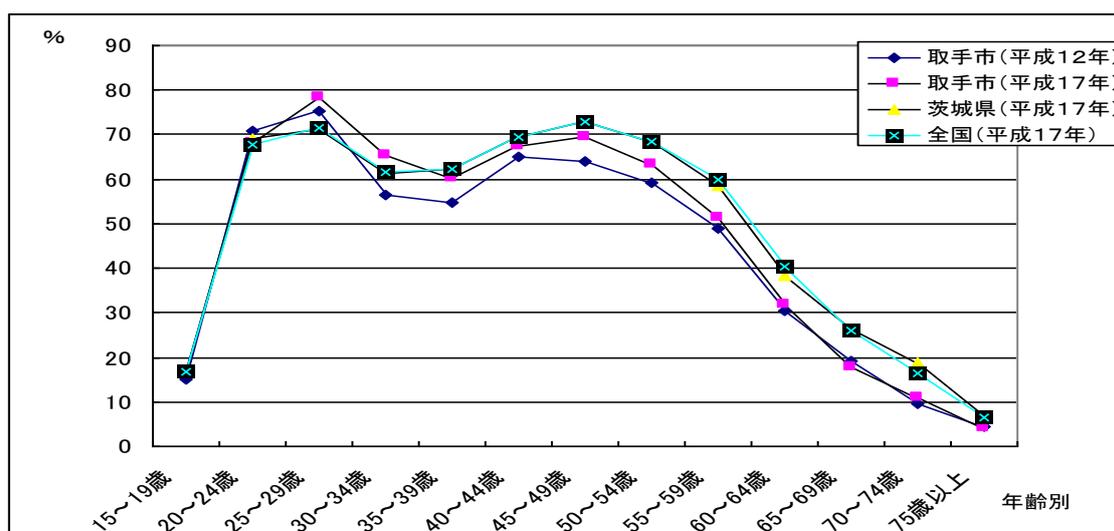
働きたい女性が、個々の希望やライフスタイルに応じた就労が実現できるよう再就職・起業等のためのチャレンジ支援を進めます。

さらに、農業・自営業などに従事する女性の地位向上のため、女性の社会参画及び経営参画の促進など、必要な支援や意識の啓発に努めます。

【実施概要】

- 土曜延長保育を7所で、平日延長保育を8所で行った。また、一時保育事業では述べ3,540名の利用があった。
- ゆうあいプラザで簿記などの学習講座を開催し、起業・再チャレンジ支援を実施した。
- 男女共同参画情報誌「風」において、「企業シリーズ」で市内事業者の取り組みを紹介し、情報提供を図った。

女性の年齢階級別労働力率



基本目標 4

健康で安心できる生活環境の整備

生涯にわたり心身ともに健康で快適な生活を送ることは、男女ともに共通の願いです。男女が生涯にわたり心身ともに健康を保持・増進できるよう、教育と啓発、相談体制の充実に努めます。

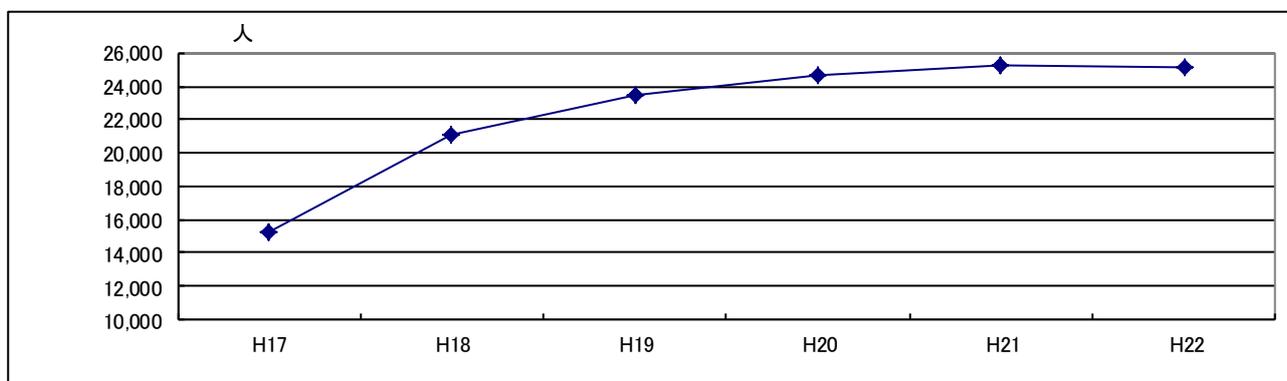
子どもが安全で健やかに育つ環境づくりのため、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実に努めます。

さらに、高齢者・障害者などに対する自立支援の条件づくりとして、社会参加への支援、介護体制の充実、社会基盤の整備を進めます。

【実施概要】

- 各年齢層を対象とした、各種予防講座を個別又はイベントに併せて開催した。
- 妊婦・父親・子育ての各教室を開催した。
- 市内計4ヶ所の子育て支援センターが、子育てに関する情報交換や相談、交流の場として多くの親子に利用された。
- 市内児童から高齢者までを対象とする総合型地域スポーツクラブの開設（市内3ヶ所）、げんきサロン（市内4ヶ所）を運営し、交流・情報・学習の場を提供した。
- 障害者の雇用の場の提供や就労訓練の実施、就労支援を実施している事業所への通所支援などを行った。
- 介護者の不安等を軽減するため、「介護者の集い」家族の会や各種研修を行った。
- 要介護状態への予防のため、「取手命の樹プラン」を引き続き実施した。

介護予防拠点施設参加者数



第2部 施策の実行状況

基本目標1 男女の人権が尊重される社会の確立

主要課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革
 施策の基本方向(1) 多様な生き方への配慮に欠けた社会制度や慣行の見直し

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
1	情報紙・広報紙等による意識啓発活動の充実	男女共同参画に関連する法律知識の周知	秘書課	男女共同参画情報誌「風」に関連記事や苦情相談窓口の記事等を掲載し、市民への周知を図った。	B	引き続き、広報や情報誌などを利用して周知徹底を図っていく。
2		「取手市男女共同参画推進条例」及び「取手市男女共同参画計画」の周知徹底	秘書課	男女共同参画情報誌「風」に関連記事を掲載し、市民への周知を図った。	B	引き続き、広報や情報誌などを利用して周知徹底を図っていく。
3		多様な生き方への配慮にかけた社会制度や慣行の見直しのため、男女共同参画情報紙「風」や市広報紙「とりで」、市ホームページなどによる意識啓発	秘書課	職場・家庭・地域での中立的でない影響を及ぼす慣行について、広報紙・情報紙で見直しを呼びかけた。	B	引き続き、広報や情報誌などを利用して啓発活動を行っていく。
4	学習機会の提供	社会制度や慣行の見直しに向け、市民フォーラム、各種講座やイベント等学習機会の提供	秘書課	平成22年度は、出前講座の実施要請がなかった。	C	各分野の団体に対して、今後もPRをしていく。
5	相談体制の充実	男女共同参画社会の形成に向けた苦情処理等相談体制の充実	秘書課	男女共同参画苦情処理員を委嘱し、広報紙及び市ホームページ・生活便利帳・公共施設閲覧などの周知をした。相談及び苦情申し出件数なし	B	年次報告書の公表と併せて体制の周知を図っていく。

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
 施策の基本方向(2) 学校教育等における男女平等教育の推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点	
6	男女平等に基づいた教育の推進	人権尊重に基づいた男女平等教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの意識の啓発	指導課	人権尊重に基づいた男女平等教育を実践している。	A	教育活動全体を通して、差別や偏見のない明るい社会を築いていこうとする児童生徒の育成を図る。	
7		技術・家庭科の男女共修による生活能力の充実	指導課	男女共修により、実施している。	A	獲得した知識と技能が、生活の自立につながるような学習活動を図る。	
8		保育所、幼稚園、学校等で、性別による固定的な役割分担慣行についての見直し	子育て支援課	保育指針に基づき、人権尊重に基づいた保育を実践している。	B	引き続き、指針に基づいた乳幼児期から就学前までの児童の保育指導にとりくみ、教育部門に引き継ぐ。	
			学務給食課	幼稚園において、性別に基づく役割分担の慣行はない。	A	今後も教育現場における男女共同参画の重要性を認識し、職員の研修を深めていきたい。	
			指導課	小中学校において、性別に基づく役割分担の慣例はない。	A	今後も性別による固定的な役割分担は、行わない。	
9		男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	指導課	男女共同参画の視点にたった教育・学習の充実が図られている。	A	今後も一層の充実を図る。	
			スポーツ生涯学習課	家庭教育学級において、男女共同参画社会への理解を深める講座を実施した。	B	今後も内容の充実を図り、継続して実施する。	
10		主体的に進路を選択する能力を身につけるため、男女平等に基づく、発達段階に応じた進路指導の実践	指導課	進路選択において、男女の区別はない。	A	本人及び保護者の希望にそった進路指導の充実を図る。	
11		教職員等への男女平等意識の啓発	教職員・保育士等への男女平等意識に関する研修の充実	人事課	各種希望研修への参加	A	継続して実施する。
				子育て支援課	臨時職員で、男性の保育士を1名配置している。	B	今後も通常の保育業務に従事する。
	指導課			各学校において、職員研修等で男女平等意識が図られている。	A	人権尊重の視点から、研修等を実施する。	
12	男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	男女共同参画の視点に立った学校運営・PTA活動の実施	指導課	男女共同参画の視点にたった学校運営・PTA活動が推進されている。	A	男女共同参画の視点にたった、組織体制及び運営の推進に努める。	
			スポーツ生涯学習課	活発なPTA活動が図られるよう社会教育団体として補助金を交付し運営を支援した。	B	今後も継続して実施していく。	
13	健全な食生活の実現	男女を問わず、健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育の推進	学務給食課	栄養教諭および学校栄養職員が教職員と連携を図り、児童・生徒に望ましい食生活習慣を身につけるよう食育指導を実施した。	A	市内小中学校全校に対し、食育の推進が図れるよう、栄養教諭及び学校栄養職員による指導を充実させる。	
			指導課	食育指導において男女の区別はない。	A	今後も継続指導する。	

施策の基本方向(3) 地域や家庭における男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
14	性別にとらわれない家庭教育の推進	就学時検診、入学時説明会での子育てに関する学習会、研修会の開催	スポーツ生涯学習課	市内18小学校で子育て講座「親の心得」を実施するとともに、入学説明会において「思春期子育て講座」として7中学校で実施した。男性の参加者もあり、家庭教育の推進につながった。	A	小・中学校と連携して継続して実施する。
15		就学時検診、入学時説明会での生活自立に関する講座の開催	スポーツ生涯学習課	市内18小学校で子育て講座「親の心得」を実施するとともに、入学説明会において「思春期子育て講座」として7中学校で実施した。男性の参加者もあり、家庭教育の推進につながった。	A	小・中学校と連携して継続して実施する。
16	男性の家庭教育への参画促進	男性の家庭での責任(家事、子育て、介護)に対する意識改革と参加の促進	スポーツ生涯学習課	市立小中学校・幼稚園の保護者を対象に講演会を開催した。	B	子育てに関して、男性の参加促進を図る。
17		男性の生活知識及び技術取得のための各種講座への参加の促進	スポーツ生涯学習課	社会福祉協議会主催の「男性学講座」にリーダーバンク登録講師を派遣し、サポートした。	B	今後も継続して実施していく。
18	青少年の相互理解と協力を推進する諸活動の計画	家族の一員としての自覚を促すための、青少年に対する学習の機会の提供	スポーツ生涯学習課	小学生を対象にした子ども会キャンプ事業にボランティアとしての高校生の参加のもと、青少年健全育成への理解と協力を推進した。	A	今後も同様の対応を継続していく。
19		キャンプ等を通じた男女共同参画についての学習の機会の提供	スポーツ生涯学習課	子ども会キャンプ事業を通して、男女・異年齢間の交流を図った。	A	今後も交流事業を継続していく。
20	男女共同参画の学習機会の拡大	男女共同参画に向けて男女の相互理解を深めるための学習機会の提供	人事課	各種希望研修への参加	A	継続して実施する。
			スポーツ生涯学習課	公共施設等にて研修会、講習会等の案内チラシを配布するなどの情報提供を行った。	B	今後も同様の対応を継続していく。

施策の基本方向(4) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
21		女性の生涯に応じたチャレンジを支援するセミナー、学習会の開催	スポーツ生涯学習課	女性活動企画員会議の男女共同参画社会への理解などの学習活動を支援した。	B	今後も継続して実施していく。
			公民館	八重洲、小文間、永山、寺原、井野、戸頭、白山、中央タウンで婦人学級を開催。豊かな人間性を高め、出会いと親睦を深める機会を作った。	B	学級の自立した活動を促す。
			秘書課	国県主催のセミナーの開催一覧を広報紙で周知したほか、各窓口へのチラシ配置、市内女性団体への連絡等を行った。	B	国県事業と連携をしながら、引き続き実施する。
22		男女共同参画についての講演会、学習会の開催(自立企画も含む)	スポーツ生涯学習課	家庭教育学級の中の学習カリキュラムとして実施した。	B	今後も継続して実施していく。
			秘書課	市民団体の代表者で構成する輝くフォーラム実行委員会による講演会事業の実施を委託し、市民への啓発を図っている。青年会議所などに声をかけ参加者年齢層の拡充を図った。「第14回 女と男ともに輝くとりでの集い」参加者約150人	B	H23以降は実行委員会の組織を改め、熱意ある委員による継続性の高い事業を実施できるようにする。また、多世代の参加者層となるよう工夫する。
23	多様な学習機会の充実、意識の啓発、情報の提供	男女共同参画の研究資料の収集・整理、意識調査の実施	政策調整課	平成23年1月に、「取手市民アンケート調査」を実施し、そのなかで「男女共同参画社会の考え方について」の項目を設け、調査を実施した。	A	今後も、男女共同に関連した研究資料の収集・整理に努めていく。
			秘書課	市民アンケート調査(政策調整課実施)で、H17年から「男女の地位に関する意識について」の項目をたて、意識調査を実施している。概要は公表されている。	A	年次報告書(公表)のなかで、さらに分析したものを掲載していく。
24		男女共同参画情報紙の発行、啓発小冊子の発行、情報の提供	秘書課	男女共同参画情報紙を年2回新聞紙折込で配布している。また、情報誌は市ホームページでも公開している。	A	過去に市民団体から寄贈された啓発資料の活用方法を検討する(市民情報プラザへの掲示など)。
			図書館	男女共同参画の意識を高める資料を収集し、情報の提供と資料の貸出による市民の学習活動を支援を行った。	A	テーマ展を行うなど、情報の提供機会の拡充を行う。
25		乳幼児を持つ女性の学習機会及び社会参加権の充実(一時保育の実施を含む)	スポーツ生涯学習課	家庭教育学級全体研修会開催時には、託児保育を実施し、多くの女性の参加促進を図った。	A	今後も継続して実施していく。
			秘書課	男女共同参画に関する講演会や講座の際は、一時保育及び手話通訳を設置している。その他の場合は、ファミリーサポート事業の案内をしている。	A	全庁的な取り組みが定着するよう庁内への広報や、市民への情報の提供を進める。
26		学習・交流の場の情報提供のため、市としての生涯学習情報システムの構築	スポーツ生涯学習課	茨城県生涯学習情報提供システムの活用とPRに努めた。	B	今後も県のシステムを活用していく。
27	民間等の教育事業との連携強化	芸大、茨大など教育機関、事業所との連携による学習機会の充実	文化芸術課	東京芸術大学音楽学部及び美術学部と連携しの文化交流事業を実施。 ○音楽学部：中学校吹奏楽部指導、ミニコンサートの実施 ○美術学部：小学校授業指導	B	今後も継続して実施。毎回アンケート等を実施し、今後の効果的な実践方法を模索していく。
28	指導者の養成	女性リーダー等人材バンク登録の充実	スポーツ生涯学習課	リーダーバンクに207名が登録し、68%が女性登録者である。	A	女性リーダーのさらなる登録推進を図る。
			秘書課	庁内で市民委員など、人選の依頼があった場合は、公平な視点があり男女共同参画に見識が高い関係市民を推薦をしているが、人材バンク登録事業は実施していない。	C	庁内の人材活用のしくみを引き続き検討し、方向性を検討する。
		秘書課	現在、「アドバイザー」という位置づけの研修は、実施していないが、地域に還元することを目的とした女性リーダー育成補助金を交付し、経済的支援、情報提供をしている。	B	女性リーダー育成補助金交付事業については、財政上の理由から当面の間休止することとなった。今後は、情報提供を主とした支援を実施していく。	

主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
 施策の基本方向(5) 女性に対する人権侵害の根絶の環境づくり

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
29	女性への暴力の予防と根絶のための環境づくり	男女共同参画に関する専門研修(市職員向けも含む)の充実 女性への暴力防止や人権意識の高揚、啓発 ・取手市男女共同参画推進月間(11月)におけるPR活動の充実(注)	人事課	各種希望研修への参加	A	継続して実施する。
			広報広聴課	人権相談(毎月2回)、法律相談(毎月4回)、社会保険労務士相談(毎月1回)を実施し、相談窓口の充実に努めている。また、相談事業を毎月広報紙に掲載し啓発している。	B	継続して実施する。
			子育て支援課	広報「とりで」12月1日号にDVに関する記事を掲載した。相談窓口については、広報とりでで定期的に周知している。「取手市暴力追放該当キャンペーン」(主催:安全安心課)に協賛しJR取手駅西口でPR活動を実施した。	A	平成23年度当初予算にデートDV防止プログラム養成講座の研修費用を、青少年相談窓口と連携し計上した。地域で、デートDVについて啓発及び相談支援ができる人材を育成し、窓口体制の強化と予防啓発事業の講師の確保をする。
			秘書課	国作成(DV防止・性犯罪・売買春・人身売買・推進月間など)の啓発ポスターとチラシを、庁内及び各公共施設に掲示した。	B	国県作成の送付の啓発チラシなどを身近な場所に掲示してもらえよう調整する。
30	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	事業所(市を含む)に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	人事課	セクシャルハラスメント相談員の配置及びその周知	A	継続して実施する。
			秘書課	人事課と連携して、セクハラ防止体制を整備した。	B	今後も意識啓発・情報提供を図っていく。
31	ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進	ドメスティック・バイオレンスの防止目的として、講演会・研修会の開催、啓発	広報広聴課	広報紙に啓発記事を掲載した	B	継続して実施する。
			秘書課	H22では、DVを主題とした講演会・研修会は行わなかったが、啓発ポスターやチラシの掲示・配布や、他機関で行った講演会等の周知を行った。	B	担当課(子育て支援部門)と連携できることはないか検討する。
			子育て支援課	講演会・研修会は開催しなかった。広報やパンフレットにて啓発を行った。	B	高校生を対象としたデートDVの相談体制の強化にむけた施策を実施する。
32	ストーカー行為等への対策の推進	ストーカー規制法の周知、啓発	広報広聴課	広報紙に啓発記事を掲載した	B	継続して実施する。
			秘書課	啓発ポスターの掲示や国県等主催セミナーのチラシ配布等を行った。	B	継続して実施する。

施策の基本方向(6) 被害者のための相談体制の充実

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
33	被害女性に対する相談の充実	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為に対処するため、女性相談窓口、人権相談事業の周知、充実	広報広聴課	人権相談(毎月2回)、法律相談(毎月4回)、社会保険労務士相談(毎月1回)を実施し、相談窓口の充実に努めている。また、相談事業を毎月広報紙に掲載し啓発している。	B	継続して実施する。
			子育て支援課	広報「とりで」12月1日号にDV相談に関する記事を掲載した。相談窓口については、広報とりでで定期的に周知している。DV相談窓口案内の名刺サイズのチラシを公共機関窓口を設置した。相談延件数53件	B	今後も継続する。
			人事課	セクシャルハラスメント相談員の配置及びその周知	A	継続して実施する。
34		ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為の防止と被害者保護のため、関係機関(警察や医療関係者など)との連携	子育て支援課	個別ケース会議のなかで、情報を共有し、各窓口での統一した対応と連携にとりくんだ。	B	今後も継続して連携していく。
			市民課	市民憲章推進協議会が主催する環境美化活動に、男女を問わず幅広い年齢層の市民が参加できるように各地区に参加協力を依頼した。更に、地区補助金を有効活用し、地域コミュニティ活動が活発に展開されるように推進した。	B	各地域の市民一人ひとりが主体となり、様々な立場や年齢層の方が積極的に地域活動に参加しやすいような環境づくりを推進する。
35	関係機関との連携の推進	セクシュアル・ハラスメントに対する被害者保護のための、関係機関(法務局・雇用均等室)との連携	学務給食課	県及関係機関からの通知やパンフレットを配布し、啓発を図った。教職員については、各学校の指導訪問の中で指導を行っている。	B	今後も推進を図るために継続実施
			人事課	セクシャルハラスメント相談員の配置及びその周知	A	事案が発生した場合は要綱に基き関係機関と調整を図る
			秘書課	相談・助言・均等室など関連機関への引継ぎなどを目的に男女共同参画苦情処理窓口を設置している。	B	相談窓口の人事課と連携をとっていく。
36		各種相談業務における適切な人材の確保、研修会の機会等充実による人材の育成	子育て支援課	家庭相談員が、民間組織や国主催の研修に参加し、幅広い相談に対応できるようにとりくんだ。	A	今後も相談員の質の向上を図るために研鑽していく。
			人事課	セクシャルハラスメント相談員の配置及びその周知	A	継続して実施する。
			秘書課	市の助成制度の活用者を育成し、相談員に任命している。国県主催研修を関係課に送付し情報の提供をしている。	B	横断的な取り組みに発展するよう検討する。

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

施策の基本方向(7) 女性の人権を尊重した表現の推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
37	女性の人権を尊重した表現の推進、環境の浄化	性犯罪, 売買春, 性の商品化の防止のため, 県青少年保護育成条例等の有効な運用等及び環境浄化のための啓発	スポーツ生涯学習課	青少年相談員と連携して, 茨城県青少年の健全育成等に関する条例に基づく立入調査を実施し, 有害環境浄化に努めた。	A	今後も同様に実施していく。
			秘書課	市の刊行物について性差別につながるような表現がないように関係各課との連携に努めた。	B	行政機関が作成する広報・出版物が性差別につながらないような表現となるよう, 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を広く職員に周知する。自主的取り組みを奨励するよう関係機関に送付することを検討する。
38	性・暴力表現を扱ったメディアからの情報を主体的に読み解き判断できる能力の向上への取り組み	性・暴力表現などの有害情報の氾濫の防止, 環境の整備及び性・暴力表現を扱ったメディアからの情報を主体的に読み解き, 判断できる能力の向上のための支援, 啓発	情報管理課	市役所を含む各出先機関, 市内公立小中学校及びIT講習会に活用される各公民館など, 市の管理するネットワークに接続するインターネット用パソコンについては, フィルタリングを実施し有害なWebサイトについての制限を行っている。	A	情報セキュリティに関する注意喚起を充実させ, 市民が有害情報に触れた場合でも正しく対処できるよう支援していく。
			秘書課	秘書課の所管事業としては実施していないが, 関係課と連携をとり市民のメディアリテラシー向上に努めた。	C	昨今の青少年をとりまく状況から, 青少年に対するメディアリテラシーの向上を進め, 青少年が健全にメディア社会に参画するよう進める。

施策の基本方向(8) 情報を活用できる能力の向上

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
39	メディア社会において情報を活用できる能力の向上	情報を主体的に活用できる能力の向上のための啓発普及, 情報教育の啓発	スポーツ生涯学習課	IT講習会をパソコンボランティアとの協働により7公民館で上期・下期2回実施した。	A	今後もさらなる講習内容の充実に努めていく。
			情報管理課	職員の情報化研修について, 女性に特化したものは実施していないが, 全て男女の区別無く実施し, 研修参加者の募集を行なっている。	B	今後も同様の方針で職員の能力向上に資する研修等を実施していく。
			秘書課	秘書課の所管事業としては実施していないが, 関係課と連携をとり市民のメディアリテラシー向上に努めた。	C	学校教育, 社会教育を通じて能力の育成に努めるよう働きかける。情報化推進部門・人権部門に働きかける。インターネット上の違法・有害情報の相談窓口について情報を提供する。
40	市民が情報を活用できる能力を向上させるための取り組みの推進	市民が情報を活用できる能力を向上させるための取り組みの推進	スポーツ生涯学習課	IT講習会をパソコンボランティアとの協働により7公民館で上期・下期2回実施した。	A	今後もさらなる講習内容の充実に努めていく。
			情報管理課	市民自らがほしい情報を選択, 受信できる, メール配信システム構築のため, 調査検討を行った。	B	メール配信システムの稼働により, 配信情報の充実を進める。
			秘書課	秘書課の所管事業としては実施していないが, 関係課と連携をとり市民のメディアリテラシー向上に努めた。	C	特に女性が情報通信技術を十分活用できるような支援を検討する。

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備

主要課題5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

施策の基本方向(9) 家庭生活における男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
41		家庭生活における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動や学習機会の提供	スポーツ生涯学習課	公共施設等にて研修会、講習会等の案内チラシを配布するなどの情報提供を行った。	B	今後継続して実施する。
			子育て支援課	デートDVについての記事を広報に掲載した。	B	高校生を対象としたデートDVの相談体制の強化にむけた施策を実施する。
			秘書課	輝くフォーラムや情報誌「風」においてワークライフバランスに関する事業実施や記事掲載を行い、市民への周知を図った。	B	引き続き、広報や情報誌などを利用して周知徹底を図っていく。
42	家庭生活における男女共同参画の推進	男女が家事、育児、介護等で、ともに協力し合い、その責任と役割を担うことへの啓発	スポーツ生涯学習課	家庭教育学級での学習会や講習会により啓発を図った。	B	家庭教育学級での学習会や講習会により啓発を図った。
			秘書課	輝くフォーラムや情報誌「風」においてワークライフバランスに関する事業実施や記事掲載を行い、市民への周知を図った。	B	引き続き、広報や情報誌などを利用して周知徹底を図っていく。
43		家庭の中で男性が家事、育児、介護等に積極的に参画するための、父親教室、安産教室、子育て教室、介護教室の充実	スポーツ生涯学習課	家庭教育学級での学習会や講習会により啓発を図った。	B	家庭教育学級での学習会や講習会により啓発を図った。
			高齢福祉課	地域ケアシステム推進事業として社会福祉協議会において、ひとり暮らしや高齢者世帯の男性を対象とした料理教室を取手地区3回・藤代地区3回開催し、90名が参加した。	B	料理教室等への参加を今後も促し、家事への意識付けになるよう、また介護は女性がすべきものという固定感が薄れつつあるよう期待する。
			保健センター	プレママ教室：年18日間（3回×6期） 参加者総数273名 プレパパ教室：年6日間 土曜日開催 参加者総数160名	B	今後も夫婦で参加できる土曜日にプレパパ教室を開催し、男女共同参画の意識を高めてもらう。

施策の基本方向(10) 地域社会における男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
44	地域活動、地域コミュニティ等における男女共同参画の促進、支援	自治会等地域活動、地域コミュニティ(注)づくり、まちづくりセミナー等へ男女参画の促進、啓発及び支援	スポーツ生涯学習課	地域活動団体の要望に応じて、リーダーバンク登録者を出前講座の講師として派遣し、講座を実施した。	B	今後も継続して実施する。
			市民活動支援課	市民憲章推進協議会が主催する環境美化活動に、男女を問わず幅広い年齢層の市民が参加できるように各地区に参加協力を依頼した。更に、地区補助金を有効活用し、地域コミュニティ活動が活発に展開されるように推進した。	B	各地域の市民一人ひとりが主体となり、様々な立場や年齢層の方が積極的に地域活動に参加しやすいような環境づくりを推進する。
			秘書課	輝くフォーラム構成団体に引き続き地域づくりを担う団体（PTA・民生委員・ボランティア）を加え、地域活動の中で男女共同参画意識の啓発をした。	A	今後も市民団体へ各事業の実施をお知らせしていく。
45		地域活動リーダーの育成	市民活動支援課	各地域の代表者である市政協力員を対象に、地域リーダーとしての見識を深め資質向上を図るために視察研修（本所防災館視察）や研修会を実施した。	B	今後も地域コミュニティづくりのリーダーとして活躍してもらうために研修会や意見交換会を実施する。
			秘書課	国県主催セミナーや県主催事業を周知した。また、市の自主事業においても、実行委員や情報誌編集委員などお願いし、地域活動に還元いただいている。	A	男女共同参画社会の理念を活かし、個人が「参加」から「参画」そして「地域のリーダー」となって地域で実践的活動につながるよう人づくりの体系を明確化する。
46		各種団体グループの活性化と女性団体グループのネットワークの支援	秘書課	市が男女共同参画推進団体と他分野の市民団体（12団体）で構成する輝くフォーラム実行委員会を設置し、事業委託をするなかで、男女共同参画に関する情報の提供、情報交換の場を提供しネットワークづくりのきっかけづくりを行った。情報誌「風」で、地域で活動するボランティア団体の活動を取り上げ、他団体への啓発をしている。	A	実行委員会組織の改組により、各団体間の連絡調整、情報交換の機能を強化し、引き続き支援を行っていく。
47	情報の収集・提供と地域ネットワークづくりの推進	地域社会における女性の参画の推進を図るため、女性による提言の積極的活用女性団体等による調査、提言事業への支援	スポーツ生涯学習課	取手市地域女性団体連絡会に対して、運営を支援するために補助金を交付するとともに、情報や意見の収集をした。	B	今後も同様に実施する。
			市民活動支援課	NPO活動やボランティア活動への女性参加の割合は比較的高いので、その団体情報の積極的な収集と発信、及び各活動についての意見や提言などの積極的な活用を努めた。	B	引き続き団体情報の収集・発信に努め、団体間のネットワークを構築できるよう支援する。
			秘書課	男女共同参画を推進する市民団体の活動報告会の場に、関係各課の職員の参加を呼びかけ、市民活動団体と行政の意見交換の場を提供した。県主催の提言事業（明日の茨城を考える女性フォーラム・明日の地域づくり委員会）に人材育成の一環として、市民を毎年推薦している。	A	女性の提言意見などが活かされるよう取り組む。

48		ボランティア及びコーディネーターの人材育成, 人材リストの作成, ボランティア相談窓口の充実	社会福祉課(社会福祉協議会)	ボランティア入門講座(朗読・要約筆記等), コーディネーター育成には研修会への参加等。相談の充実のため, 各種情報を収集している。	B	講座終了後の受け入れ先の充実
			市民活動支援課	NPO法人等を対象として4回にわたり講座を開催した。各回16~27名の参加があり(延べ84名)半数以上が女性であった。受講した参加者には, 県内NPOの実情や運営について知ることができたこと, お互いの活動について情報交換の機会を持てたことなどが好評であった。市民活動団体の活動拠点となる市民活動支援センターでは, 専任職員が相談業務等を行うとともに, 各団体の活動状況の情報発信をはじめ各種情報の収集・提供を行い, 市民活動を側面から支援した。	B	市民、市民活動団体の人材育成に効果的なセミナーを企画する。市民活動支援センターでは, 市民活動団体の活動拠点として相談業務及び各種情報の収集、提供をより一層充実させる。
49	ボランティア活動への支援	ボランティア活動の啓発, ボランティア情報誌の発行支援	社会福祉課(社会福祉協議会)	広報誌「キューピッド」を発行し, ボランティア活動の普及啓発に努めた。	B	団体と個人のリスト(目的, 活動内容)の整理, 人材の活用。ボランティアも作成に関与する。
			市民活動支援課	市民活動の啓発として講演会を開催した。先進地で高齢者の交流施設を運営する地域活動団体から女性講師を招き講演を行うと同時に, 市内で高齢者交流事業を行っている団体の中から2団体が活動報告を行った。一般参加者は105名(うち女性参加者56名)で自治会や民生委員の参加も目立ち, 関心の高さがうかがえた。市民活動の情報発信支援として市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」のリニューアルでは, 利用団体の意見を取り入れ, 見やすく使いやすいサイトの構築に努めた。引き続き「男女共同参画」のカテゴリーを設けることで, 登録した関連団体により活動情報を発信する手段として有効に活用されている。	B	市民、市民活動団体のニーズや地域が抱える課題などの把握に努め, 新しいテーマにも積極的に取り組みたい。市民活動情報サイトは今後も定期的に利用団体からサイトに関する意見を収集する機会を設けることで, 利用者のためにより良いサイト運営を目指す。
50	ボランティア活動への支援	ボランティア休暇制度の普及	産業振興課	実施していない	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
			人事課	ボランティア休暇制度(1年間で5日)はあるが実績はない。なお, 休暇制度の対象にはならないボランティアは職員の多数が行っている。	A	継続して実施する。
51	環境保全活動への参画の支援	環境問題に取り組む市民団体への情報提供	環境対策課	特に団体向けの事業は実施していないが, 市民に向けた事業として, (1) レジ袋削減の普及啓発 (2) 緑のカーテンの普及啓発 (3) 市広報・市ホームページでの情報提供	A	継続して実施する。
52	環境保全活動への参画の支援	環境シンポジウムの開催及びパンフレットの作成	環境対策課	環境シンポジウム及びパンフレットの作成は実施していないが, 県・関係機関が開催するシンポジウム及び環境パンフレット等を掲示・配布し, 女性が環境問題に関し活動できる機会を提供している。	B	継続して実施する。
53		男女が共同して環境保護への高い関心と豊富な知識と経験を各分野へ反映させるための取り組み	環境対策課	環境審議会での女性委員の参画の拡大を図っている。(9人中2人)	C	委員を委嘱する際に, 登用の促進を図る。
54	地域における安心・安全のまちづくりの推進, 啓発, 情報の提供	自主防災組織など防災の現場における男女の参画の促進, 情報の提供	安全安心対策課	防災に関する講演会並びに防災訓練への参加 防災講演会(150名参加のうち女性18名)、自主防災会を中心にした講演会(20名参加のうち女性1名)を実施した。自主防災会83組織中2組織が女性会長。	B	今後も防災に対する意識の高揚のため講演会、研修会などへの参加要請などの啓発活動・防災訓練への参加を要請していく。
			消防本部	市民の防災に対する意識の高まりから、自主防災組織や自治会・町内会などが実施する訓練には以前に比べ女性の訓練参加者は確実に増加している。	B	訓練への参加者については、現在高齢者が大部分を占めていることから、今後は若年層の訓練参加を広く呼び掛け、防災意識の更なる向上を図っていききたい。
55	地域における安心・安全のまちづくりの推進, 啓発, 情報の提供	地域防犯体制の強化のための男女の参画の啓発, 情報の提供及び共有	安全安心対策課	平成22年度中までに35団体の自主防犯組織及び6団体の民間青色防犯パトロール隊が結成され、児童生徒の安全確保活動など女性の参画も増え、犯罪情報の提供・共有も推進した。また、双葉地区では女性部による防犯組織が結成されており、犯罪抑制・防犯パトロールを実施している。	B	今後も防犯組織の強化のほか、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図るための防犯講座等を開催し、安全で安心なまちづくりを推進していく。
			消防本部	女性消防団員1名の新入団を得た。一人暮らし高齢者宅の防火診断の実施や、救急講習会の指導など各種防災活動に積極的に取り組んだことにより、消防団全体の活動として地域貢献ができた。また、各地区で開催された防災訓練には多くの女性の参加を得られ、防災意識の高揚が図れた。	B	災害時は勿論のこと、女性ならではの特性を活かした各種防災活動を推進するため、今後においても女性団員獲得を目指すとともに、幅広い消防団活動を展開していきたい。

主要課題6 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大
 施策の基本方向(11) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
56	審議会・委員会等への参画・登用の推進	審議会委員等の女性登用の促進, 登用率の向上	秘書課	H23年度までに, 40%目標 対象 条例に基づく審議会・委員会及び要綱に基づく協議会 H18/25.3% → H19/27.3% → H20/29.8% → H21/28.6% → H22/27.9%	C	関係各課にも協力を呼びかけ, 継続して目標達成をめざす。
		審議会委員等の女性登用の促進, 登用率の向上	関係各課			次回の改選時には, 女性委員がさらに増えるよう考慮する。(各課)
		審議会委員等の女性登用の促進, 登用率の向上	教育総務課	①取手市教育委員会(委員5名中、女性1名を登用) ②取手市奨学生審査会(委員8名) ③取手市立永山中学校及び取手市立野々井中学校統合準備協議会(委員18名中、女性委員4名を登用) ④取手市立取手第一中学校及び取手市立取手東中学校統合準備協議会(委員20名中、女性委員2名を登用) ⑤文化財保護審議会(委員8名中、女性2名を登用) ⑥取手市教育委員会事務点検評価委員(委員4名中、女性1名を登用)	B	①委員を登用するときに女性委員の登用を促進する。 ②③④委員の選出区分が決定されている。 ⑤条例により、学識経験者を登用する。 ⑥要綱により、学識経験者を登用する。
		審議会委員等の女性登用の促進, 登用率の向上	政策調整課	総合計画審議会委員10名中、女性委員5名。 行政改革推進委員会委員6名中、女性委員0名。	B	女性委員の率が増えるよう努めていく。
57	女性の市政への参画の促進及び幅広い市民の意見を反映させるため, 審議会委員等への一般公募委員の登用の促進	審議会委員等の女性登用の促進, 登用率の向上	子育て支援課	児童福祉審議会(定数10人 男性7人 女性3人)30% 稲保育所・運営法人選定委員会(定数13人 男性委員7人 女性委員6人)50%	B	今後も、改選時に、選定方法や男女比率に留意する。
		女性の市政への参画の促進及び幅広い市民の意見を反映させるため, 審議会委員等への一般公募委員の登用の促進	秘書課	条例に基づく審議会や委員会の任期満了時を把握し, 任期満了が近い審議会には, 選考区分に一般公募委員をとり入れることや, 男女の比率に留意すること, 選考区分が慣例となっていないかの見直し, を所管課に説明依頼した。	B	目標値が早期実現するよう進める(H23年度 40%)
		女性の市政への参画の促進及び幅広い市民の意見を反映させるため, 審議会委員等への一般公募委員の登用の促進	関係各課			次回の改選時には, 一般公募委員がさらに増えるよう考慮する。(各課) 女性委員、公募委員を継続して委嘱し、今後は委員を対象に研修を実施することで事業の選定に役立ててもらおう。(各課)
		女性の市政への参画の促進及び幅広い市民の意見を反映させるため, 審議会委員等への一般公募委員の登用の促進	市民活動支援課	補助金等検討委員会は総数5名の構成で、女性委員は1名となっている。平成22年度は申請のあった新規の公募5事業と前年度からの再審査7事業および新規の施策補助6事業の審査を行い、10月に市長へ提言書を提出した。	B	市民活動団体の自立を促進させるため、資金面で支援をすることにより、市民が行うまちづくりの活性化へつなげる。
		女性の市政への参画の促進及び幅広い市民の意見を反映させるため, 審議会委員等への一般公募委員の登用の促進	子育て支援課	児童福祉全般、次世代育成支援地域行動計画(後期計画)、要保護児童対策に関する調査審議する機関である児童福祉審議会の委員委嘱期間満了に当たり、引き続き公募委員の委嘱を実施した。幅広い意見を反映する審議会委員構成をめざす。	B	今後も、改選時に選定方法(公募の導入)に留意し実施する。
58		参画状況の定期的調査の実施, 情報の提供, 意識の啓発	秘書課	内閣府実施調査(毎年5月)時に庁内に向け, 参画状況の周知, 女性委員不在の審議会の解消依頼, 併せて市独自調査(要綱に基づく協議会など)を実施した。結果は, 実績報告書や行政評価シートでの公表をした。	A	統計とりでで, 男女共同参画関係のデータを掲載する。

施策の基本方向(12) 市役所における女性職員の登用・職域の拡大

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
59	各部・課内の職務の見直し	職員の意欲や意向を尊重した人事配置の推進	人事課	職員自己申告制度を設け, 人事配置の参考としている。	A	継続して実施する。
60		男女均等な職員研修による人材育成	人事課	全ての職員の研修の機会均等を配慮している。	A	継続して実施する。
61	職員に対する女性問題研修の充実	男女共同参画社会への学習機会の確保	人事課	セクシャルハラスメント研修会への参加	A	継続して実施する。
62	管理職への女性の積極的登用	人事評価制度を踏まえ, 女性職員の能力と適性に応じた職域の拡大, 登用及び昇進	人事課	管理職には本格的な人事評価を実施し, 公平・公正な人事処遇をおこなっている	A	継続して実施する。

施策の基本方向(13) 事業所等における女性社員の登用・職域の拡大

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
63	事業所における女性社員の登用・職域の拡大	関係機関との連携により、女性の登用や職域拡大の重要性について企業や団体等への啓発の促進及び協力要請	産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
			秘書課	男女共同参画啓発セミナー（女と男ともに輝くとりでの集い）実行委員会構成団体に、引き続き商工会女性部を加え、事業に参画してもらうことで意識啓発を行った。	B	市のホームページ(男女共同参画)とリンクし、情報の提供ができるよう商工会等にはたらきかける。

施策の基本方向(14) 男女共同参画推進のための女性リーダーの養成

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
64	国立婦人会館・県女性センター等での学習に対する支援	各種情報提供の充実、啓発	秘書課	他機関の開催チラシを公共施設窓口に設置するほか、市内の女性団体への周知等を行った。	B	今後も継続して実施する。
65		女性リーダー等養成講座への支援、充実	秘書課	他機関の開催チラシを公共施設窓口に設置するほか、市内の女性団体への周知等を行った。	B	今後も継続して実施する。
66	ネットワークづくりの推進及び交流機会の充実	ネットワークづくりの推進	秘書課	輝くフォーラム事業実行委員会（各分野の市民団体（12団体）で構成）を設置し、情報交換の場の提供・団体間連携のきっかけづくりをしている。	B	引き続き実施する。
67		自主学習グループへの支援と育成	秘書課	市民団体の活動成果報告会の開催時に、団体からの要請を受け、関係所管課長を招集し、交流の場を設定した。	B	要望があれば引き続き実施する。

主要課題7 国際社会の取り組みへの理解と協力

施策の基本方向(15) 男女共同参画に関する国際的な動きへの理解

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
68	国際規範・基準への理解の促進	国際問題や外国の文化などについての学習機会を提供し、男女共同参画に関する国際的な動きへの理解の促進	秘書課	各種の国際交流事業を実施し、外国文化等についての学習機会を提供した。	A	引き続き実施する。
69	国際情報の収集と提供及び学習の機会の支援	海外派遣事業への支援、及び相互理解を促進する講座・情報の提供	秘書課	ハーモニーフライトいばらき（茨城県主催）を広報紙で周知したが、参加希望者がいなかった。国際交流協会主催のイベント等の支援を行い、相互理解の促進を図った。	B	引き続き実施する。

施策の基本方向(16) 男女共同参画に関する国際交流の推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
70	国際交流・国際協力の促進	NPO等の活動への支援	市民活動支援課	国際交流の分野で活動している団体に市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」に登録していただき、団体の活動情報を広く市民へ発信する支援を行った。	B	活動分野を問わず、NPO等の市民活動を行っている方々を対象に活動の幅を広げるなどの学習機会の提供や活動紹介などの支援を行う。
			秘書課	現在、国際交流を主たる目的とした市内NPOは存在しないが、市民団体「取手市国際交流協会」の活動を事務局として側面的に支援している。また「取手市に中友好協会」に協力している。	B	国際交流協会のみならず国際交流に関係する団体に対しても適切な情報提供を行っていきたい。
		NGOとの連携	市民活動支援課	市内で活動するNGOは把握していないが、国際協力・国際交流の分野で活躍している団体の活動を市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」などにより活動を紹介できるよう支援を行った。	B	国際協力・国際交流を目的とした活動に対し、所管課を中心に、間接的に連携・支援を行う。
			秘書課	市内に活動・運営拠点を持つNGOがないため特別な支援は行っていないが、市民団体「取手市国際交流協会」の活動を事務局として側面的に支援している。また「取手市日中友好協会」に協力している。	B	対象をNGOに限定しては行っていないが、国際協力・国際交流を目的とした団体に対して支援していきたい。
71	姉妹都市等との交流促進	市民の国際性を育むため、市民の海外派遣研修等を通じた国際交流の促進 ・アメリカユバ市との交流 ・中国桂林市との交流	秘書課	・アメリカユバ市との交流については、5月にユバ市民が取手市を訪れ、10月に取手市民がユバ市を訪れホームステイなどによる異文化交流を行った。 ・中国桂林市との交流については、10月に市民訪中団を組織して中国桂林市を訪れた。参加市民は男女共同参画の先進国である中国の風土・習慣に触れて、国際感覚を肌で感じる事が出来た。	A	引き続き、事業を実施していくこととするが、事業の更なる発展・充実を図っていきたい。
		交流団体のネットワーク化と活動への支援	秘書課	関係団体と連携して連絡調整等を行った。	B	団体間の連携強化のための方策を研究していきたい。
72	外国籍市民への支援	生活情報の提供	広報広聴課	国際交流協会が発行する「外国人ネットワーク便り」に広報とりで掲載情報を事前に提供している。	B	継続して実施する。
			市民課	各地域の代表者である市政協力員を対象に、地域リーダーとしての見識を深め資質向上を図るために視察研修(本所防災館視察)や研修会を実施した。	B	今後も地域コミュニティづくりのリーダーとして活躍してもらうために研修会や意見交換会を実施する。
			秘書課	市民課外国籍市民の受付において、4か国語で日常生活用のパンフレットを配布している。パンフレットは担当課と協力して作成している。	B	内容の充実を努めていきたい。
		国際交流ボランティアの支援と育成	広報広聴課	国際交流協会が実施する事業を取材し広報紙に掲載した。	B	継続して実施する。
			社会福祉課(社会福祉協議会)	国際交流団体への活動の場の提供を行った。	B	現在のところ特になし。
秘書課	姉妹都市等の交流事業に際して、市民ボランティアの方々を募集して協力していただいている。また、取手市国際交流協会の活動支援を通じて、協会主催事業（日本語教室や国際交流音楽祭）などが実施され、多くのボランティアの方々が参加した。	A	既存事業を充実していくとともに、国際交流に関する情報を積極的に提供していきたい。			

施策の基本方向(17) 平和意識の高揚と貢献

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
73	平和意識の高揚	市民参加による平和事業の実施や平和教育の充実 ・広島平和記念式典等への参加(中学生の平和大使)支援	指導課	道徳・社会等で平和意識の高揚を図っている。	A	「心の授業」「心の先生」活用事業の活用により充実を図る。
			総務課	<p>○平和コーナーの設置 昭和の日に開催される「こども天国」に,平和コーナーを設置し,原爆パネルの展示や戦争体験記の販売及び平和基金への募金活動を行った。</p> <p>○平和展 広島平和記念館からヒロシマ・ナガサキ原爆写真パネルを借用し,取手駅及び藤代駅ギャラリーに展示した。</p> <p>○夏休み親子平和映画 夏休みに市内公民館及びふじしろ図書館で平和映画等の上映会を開催した。</p> <p>○平和基金への募金活動 市内金融機関等41ヶ所に平和基金箱を設置し,募金活動を行った。</p> <p>○予科練平和記念館見学会の開催 戦後65年平和祈念事業として,8月7日に親子を対象とした「予科練平和記念館」の見学会を開催する。</p> <p>○平和関係図書の購入 戦後65年平和祈念事業として,市内小学校及び市内中学校へ平和関係図書の配架を行う。</p>	B	今後も各種平和事業を通して,さらに平和の尊さを広く啓発していく。
74	平和への貢献	相互理解のための情報の提供	秘書課	ユーバ市民との交流事業では,ユーバ市生徒が学校授業へ参加した。生徒間同士で異文化に触れ,お互いを認め合うことによって相互理解は深まった。一方,一般向けの情報提供に関しては市ホームページのみとなっている。	B	市ホームページの充実を図り,他の媒体による情報提供方法を検討していきたい。

基本目標 3 多様な働き方を可能にするための環境の整備

主要課題8 職業生活と家庭生活の両立支援

施策の基本方向(18) 男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
75	仕事と育児の両立支援事業の推進	低年齢児保育,土曜日延長保育,延長保育,障害児保育,一時保育の充実	子育て支援課	市内保育所(園) 15ヶ所のうち、平日延長8ヶ所、土曜延長7か所で実施。障害児保育については、全園で加配保育士の配置をしている。 一時保育(白山・井野・久賀・永山保育所で実施/利用者延べ人数3,540人) 低年齢児保育 全園で実施 0歳~2歳児599人	A	受け入れ体制の強化を図る。 次世代育成支援計画で目標値に設定し、事業実施の検討と目標値にむけた推進を図っていく。
76		休日保育,病後児保育の実施	子育て支援課	実施していない。	B	次世代育成支援計画で目標値に設定し、事業実施の検討と目標値にむけた推進を図っていく。
77		学童保育の充実	スポーツ生涯学習課	市内全小学校で実施。	B	事業内容の充実を図る。
78		両立支援のための保育サービスの周知	子育て支援課	広報とりで、市HP、保育所等で情報の提供をおこなった。	B	今後も継続していく。
79		両立支援のための実態調査とニーズの把握	子育て支援課	保育所の統廃合や民営化の推進状況、次世代育成支援計画の進捗状況を公表し、意見収集しニーズを把握し、方針決定や、施策の見直しにつなげる。	B	今後も継続していく。
80		家庭乳児保育事業(生後43日から1歳まで)の充実	子育て支援課	利用者、登録者は現在いない。	C	検討中。(事業全体の見直しの検討)。
81		家庭児童相談事業の周知,充実	子育て支援課	広報「とりで」6月15日号に家庭児童相談室の案内記事を掲載した。 相談室の案内パンフレットを乳幼児健診時に配布した。 相談件数 219件 延件数1,028件)	B	今後も周知を続け、相談対応も的確に対応していく。

施策の基本方向(19) 育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
82		労働者に対する育児・介護休業制度の周知と定着の啓発	産業振興課	平成22年度 事業所実態調査を実施し、事業所との連携を図った。	D	経営者へ関係パンフレットの配布などをしていきたい。
			人事課	育休・介護休暇対象職員への説明	A	継続して実施する。
			秘書課	輝くフォーラム事業で、ワークライフバランスに関する講演会を実施した。また、男女共同参画情報紙において、育児介護休業法の特集記事を掲載したほか、「企業シリーズ」で市内事業者の取り組みを全世界帯で紹介している。	A	継続して実施していく。
83	育児休業制度の定着と介護休業制度の普及及び制度の意識啓発	家庭において男性が家事・育児・介護に参画できるようにするため、育児・介護休暇取得の啓発	産業振興課	平成22年度 事業所実態調査を実施し、事業所との連携を図った。	D	経営者へ関係パンフレットの配布などをしていきたい。
			人事課	育休・介護休暇対象職員への説明。22年度は男性職員の育児休業取得があった。	A	継続して実施する。
			秘書課	輝くフォーラム事業で、ワークライフバランスに関する講演会を実施した。また、男女共同参画情報紙において、育児介護休業法の特集記事を掲載したほか、「企業シリーズ」で市内事業者の取り組みを全世界帯で紹介している。	B	男性が休暇を取得しやすいような事業所への取り組みを検討する。(管理職や職場風土の改善,男性の取得率目標値など周知していくなど)
84		男女共同参画に基づく働き方についての事業所(市を含む)に対する啓発	産業振興課	平成22年度 事業所実態調査を実施し、事業所との連携を図った。	D	経営者へ関係パンフレットの配布などをしていきたい。
			人事課	育休・介護休暇対象職員への説明	A	継続して実施する。
			秘書課	輝くフォーラム事業で、ワークライフバランスに関する講演会を実施した。また、男女共同参画情報紙において、育児介護休業法の特集記事を掲載したほか、「企業シリーズ」で市内事業者の取り組みを全世界帯で紹介している。	B	ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点で男性の働き方(長時間労働など)の見直しなどについて、機会があるごとに啓発する。
85	育児休業制度の定着と介護休業制度の普及及び制度の意識啓発	事業所(市を含む)に対する育児・介護休業制度の定着に向けた啓発	産業振興課	平成22年度 事業所実態調査を実施し、事業所との連携を図った。	D	経営者へ関係パンフレットの配布などをしていきたい。
			人事課	育休・介護休暇対象職員への説明	A	継続して実施する。
			秘書課	輝くフォーラム事業で、ワークライフバランスに関する講演会を実施した。また、男女共同参画情報紙において、育児介護休業法の特集記事を掲載したほか、「企業シリーズ」で市内事業者の取り組みを全世界帯で紹介している。	B	ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点から、特に男性の育児休業制度の取得者アップをめざす取り組みをする。

主要課題9 就労の場における男女平等の推進

施策の基本方向(20) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
86		事業所へ男女の均等な機会と待遇確保のための周知, 啓発	産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
			秘書課	輝くフォーラム事業で、ワークライフバランスに関する講演会を実施した。また、男女共同参画情報紙において、育児介護休業法の特集記事を掲載したほか、「企業シリーズ」で市内事業者の取り組みを全世界帯で紹介している。	B	ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点から、特に男性の育児休業制度の取得者アップをめざす取り組みをする。
87	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の趣旨の徹底等	事業所における女性の能力発揮のための取り組みとして、積極的改善措置(ポジティブアクション:男女間の格差改善)の促進	産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
			人事課	職員個人の能力を大前提に人事配置した結果、従来女性が不在であった分野(法務・建築・ケースワーカーなど)が減少している	A	継続して実施する。
88		セクシュアル・ハラスメントに関する情報の提供及び啓発	産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
			人事課	セクシャルハラスメント相談員の配置及びその周知	A	継続して実施する。
89		女性労働問題の相談体制, 学習機会の充実及び関係機関との連携	産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
			秘書課	市内事業所内で、性別に起因する人権問題(セクシュアル・ハラスメントなど)や処遇に関する相談に関し、助言及び均等室など関係機関への引継ぎなどを主要業務とした相談体制を整備している。また、市ホームページに相談サイト一覧を設置している。	B	相談一覧サイトの充実を図る
90	パート労働者・派遣労働者への支援	パートタイム相談事業の充実, 労働情報の提供	産業振興課	平成19年10月10日に取手市地域職業相談室(現取手市ふるさとハローワーク)をハローワーク龍ヶ崎と連携し開設しており職業相談、職業紹介、求人情報の提供等を行っている。	B	今後も継続実施していく。内容の充実を図る。
			人事課	臨時職員登録制度の実施	A	継続して実施する。

主要課題10 商業・農業等における男女共同参画の推進
 施策の基本方向(21) 活力ある商業・農業等の実現に向けた男女共同

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
91	商業・農業等に従事する女性の地位向上のための支援	女性農業者・自営業者がいきいきと働き、能力が発揮できるための啓発、支援	産業振興課	商業分野については実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
			農政課	取手市における女性農業士の定員(営農種別により県からの割り当て)4名のままで、平成22年度に増減は無かった。	B	定員等について、茨城県等と調整を図っていく。
家族経営協定(注)の普及、啓発		農政課	認定農業者の申請時に説明案内を行うとともに、茨城県発行のパンフレットの配布により普及、啓発を行った。現在11家族。	B	目標家族数は18家族数であり、その目標達成のため普及、啓発を行っていく。	
農業委員会委員への女性の登用		農業委員会	平成19年2月改選時と同様、平成22年2月改選時に議会推薦により女性農業委員1名(任期3年)選出。	B	今後も女性農業委員登用の要望を実施予定。	
94	商業・農業等に従事する女性の地位向上のための支援	商工会・農業分野における政策決定の場への女性の参画	産業振興課	商業分野については、商工会理事30人のうち女性1人(個人事業主から選考)。意志決定への女性参画に向けた対応は実施していない。	D	商工会へ働きかけていく。
			農政課	県機関主催の農業・農村における男女共同参画イベント等の周知。	B	さらなる周知の拡大に努める。

主要課題11 起業・再就職に対する支援
 施策の基本方向(22) 女性のチャレンジ支援

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
95	女性の職業意識を高めるとともに、ライフ・プランを立てるための学習支援	各種研修会や学習機会の充実及び情報提供等により、女性の起業やキャリアアップの支援 ・各種資格取得講座の情報の提供 ・キャリアアップに関する情報の提供	産業振興課	ゆうあいプラザ（働く婦人の家・勤労青少年ホーム）で、簿記3級・2級講座及び就職活動セミナーを開催し、資格取得や就職へ向けてのスキルアップを目指している。	B	今後も継続実施して行く。
96		公共訓練施設への入所支援	産業振興課	実施していない	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
97		訓練時の保育サポート	産業振興課	実施していない	D	ファミリーサポートセンター及び一時保育等への紹介を
			子育て支援課	一時保育・ファミリーサポート事業で対応した。	B	今後も継続していく。
98		21世紀職業財団との連携の充実	産業振興課	実施していない	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
			秘書課	21世紀職業財団主催の講習会について市民に情報提供を行った。	B	情報提供を図るとともに、連携を進める。
99	多様な働き方(再就職)のための支援	職業能力の自己啓発セミナー等研修会の開催	産業振興課	ゆうあいプラザ（働く婦人の家・勤労青少年ホーム）で、簿記3級・2級講座及び就職活動セミナーを開催し、資格取得や就職へ向けてのスキルアップを目指している。	B	今後も継続実施して行く。
			秘書課	秘書課所管事業としては研修会の実施はしていない。	C	所管や他機関との連携を図り、支援を検討していく。
100		再就職に関する情報提供や相談の充実	産業振興課	平成19年10月10日に取手市地域職業相談室（現取手市ふるさとハローワーク）をハローワーク龍ヶ崎と連携し開設しており職業相談、職業紹介、求人情報の提供等を行っている。	B	今後も継続実施していく。 内容の充実を図る。
			秘書課	チャレンジ相談（茨城県女性プラザ）、ハローワーク常総などの主催啓発セミナーに関するチラシを公共施設で配布した。 また広報紙で掲載し情報の提供をしている。 国県のチャレンジ支援サイトと市ホームページをリンクさせ情報の収集を容易にした。	C	国県主催のチャレンジ支援に関する事業を有効に情報提供できるよう工夫する。

基本目標 4 健康で安心できる生活環境の整備

主要課題12 生涯にわたる男女の健康づくり

施策の基本方向(23) 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
101	生涯にわたる健康づくり	思春期, 更年期, 老年期等人生の各ステージにわたる健康づくり(性差医療(注)を含む)の普及・啓発及び健康相談の充実	スポーツ生涯学習課	スポーツの振興及び市民の健康づくりとして, 年齢性別を問わず親しめるウォーキング大会をはじめ, 各種スポーツ大会を開催した。	B	手軽に楽しめるニュースポーツを体育協会や体育指導員などと連携して普及啓発に努めていく。
			保健センター	糖尿病継続教室: 80名、メタボ解消教室: 219名、健康診査事後指導: 1, 252名 他、一般成人健康教育: 1, 176名、取手市ヘルスマイト協議会による母子や成人・高齢者対象の普及活動等実施。地区別健康相談やネットワークフェア等での健康相談: 1773名	B	各種健康教室や、健康相談をより充実していくことにより、疾病や病態に関する知識の普及と共に、健康増進に努める。
102	健康診査等の充実	市民の健康管理を図るため, 各種健康診査等の充実	保健センター	胃がん検診: 2, 115名、大腸がん検診: 2, 539人、子宮がん検診: 2, 230名、乳がん検診: 2, 597名、呼吸器検診: 10, 920名、前立腺がん検診: 2, 192名、ヘルスアップ健診: 570名、骨粗鬆症検診: 146名	B	今後も各種がん検診等の受診勧奨を実施し、疾病の早期発見に努める。また、精密検査者への受診勧奨を強化し、事後フォローの徹底に努める。
103	メンタルヘルス事業の充実	心の健康づくりに対する情報の提供, 啓発, 相談体制の充実	保健センター	パンフレット等の掲示や配布、ホームページ・広報への掲載により、こころの健康に関する情報提供を行った。年に1回精神保健講演会を開催し、広く市民にこころの健康について普及啓発する機会を設けた。健康福祉まつりにて、ストレスに関するパネルを掲示した。取手市立保健センター、取手市立藤代保健センターにおいて、月に1回こころの健康相談を実施すると共に、保健師及び精神保健福祉士による随時相談・訪問を行った。庁内に自殺予防対策会議を立ち上げ、シンポジウムの開催やゲートキーパーの養成等を実施した。	B	年に1回は精神保健講演会を実施する。ホームページや広報等において、こころの健康に関する情報を随時掲載していく。市民が気軽に相談できる体制の継続に努める。今年度も自殺予防対策会議において、人材養成や相談支援、普及啓発等の事業を実施していく。

施策の基本方向(24) 妊娠・出産等に関する健康支援

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
104	性と生殖に関する健康と権利に関する意識の啓発	家庭における性と人権教育の促進	秘書課	秘書課の所管事業としては実施していない。	D	担当課と連携し、慎重に進めていく。
			保健センター	電話等による相談の実施	B	電話相談及び講話依頼があった場合に実施していく。
105	性と生殖に関する健康と権利に関する意識の啓発	男女がお互いの性を理解し, 尊重し, 妊娠や出産について, 相互の意思が尊重されるための意識の啓発	秘書課	秘書課の所管事業としては実施していない。	D	担当課と連携し、慎重に進めていく。
			保健センター	プレママ教室: 年18日間 (3回×6期) 参加者総数273名 プレパパ教室: 年6日間 土曜日開催 参加者総数160名	B	今後も夫婦で参加できる土曜日にプレパパ教室を開催し、男女共同参画の意識を高めてもらう。
106		母性の重要性についての認識を深めるため, 親と子の自覚についての学習機会の充実	保健センター	プレママ教室: 年18日間 (3回×6期) 参加者総数273名 プレパパ教室: 年6日間 土曜日開催 参加者総数160名	B	今後も夫婦で参加できる土曜日にプレパパ教室を開催し、男女共同参画の意識を高めてもらう。
107	妊娠・出産等における母子の健康管理	妊娠期, 出産期及び乳幼児期における健康診査の充実	保健センター	委託妊婦健康診査: 8, 911件/委託乳児健康診査: 1, 095件/4ヵ月児健康診査: 757名/9ヵ月児健康診査: 775名/1歳6ヵ月児健康診査782名/3歳児健康診査: 707名/育児相談: 446件	A	妊婦委託健康診査は平成21年度から14回と拡大し、公費負担額・検査項目の変更をした。今年度も同様に実施し、妊婦や生まれてくる児の健康管理を実施する。
108		妊娠期, 出産期における保健指導の充実	保健センター	プレママ教室: 年6回 (1コース3日間) 参加者延数273名	B	内容の見直しを図り、22年度はプレママ教室を1コース3日間を年6回実施する。
109		発達段階に応じた性教育, 保健安全教育の充実	指導課	保健・学級活動の時間で指導しているが, 更なる充実を図りたい。	B	養護教諭等を活用した, より効果的な指導に努める。

施策の基本方向(25) 健康を脅かす問題についての啓発・充実

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点	
110	HIV／エイズ・性感染症対策	市広報紙,リーフレットなどによる普及,啓発	保健センター	取手保健センター及び藤代保健センターにおいて、ポスター掲示等により啓発を実施	B	保健所と連携を図り、継続して実施する。	
111		情報提供と相談体制の充実	保健センター	健康福祉まつり（平成22年10月23日開催）において、竜ヶ崎保健所に依頼し、情報提供及び相談窓口を開設した。	B	保健所と連携を図り、継続して実施する。	
112		学校,生涯教育の場での防止対策の啓発	スポーツ生涯学習課	家庭教育学級の学習カリキュラムとして「性教育」を取り上げて学習した。	B	学校と連携して継続して実施する。	
112	HIV／エイズ・性感染症対策	学校,生涯教育の場での防止対策の啓発	指導課	保健・学級活動の時間で指導しているが、更なる充実を図りたい。	A	養護教諭等を活用した、より効果的な指導に努める。	
			学務給食課	学年初期における定期健診を学校医により実施し、健康管理と疾病の予防に努めた。保健学習の中で感染症予防の知識を身につけた。また、保健主事等の県主催の研修会への積極的な参加により性感染症等の知識の取得と情報提供を行った。	A	今後も市内小中学校教職員の研修会への参加により、ハイレベルな指導ができるようにする。	
			子育て支援課	実施せず。	D	当課での実施は困難である。	
113	薬物乱用防止対策	情報提供と相談体制の充実	保健センター	ポスター・リーフレット等による啓発を実施。	B	保健所と連携を図り、継続して実施する。	
114			学校,生涯教育の場での防止対策	スポーツ生涯学習課	青少年相談員全体会議において、薬物乱用に関するビデオを視聴し、薬物に関する理解を深めた。 夏季街頭指導において、青少年健全育成キャンペーンに合わせ、薬物乱用対策推進会議による「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の啓発を行った。 青少年問題協議会の定例会において、新聞紙上で特集された薬物乱用に関する特集を題材とした学習を行った。	B	今後も各種会議などにおいて、薬物乱用防止指導員による講演などによる学習、啓発をしていく。
114			学校,生涯教育の場での防止対策	指導課	保健・学級活動の時間で実施し、充実が図られている。	A	今後も関係機関との連携を図りながら、薬物乱用教室等を実施する。
114	薬物乱用防止対策	学校,生涯教育の場での防止対策	学務給食課	国・県からの情報提供により市内小中学校へパンフレットを配布した。また、各小中学校において「薬物乱用防止教室」を開催し（19校、延べ2,347人参加）、児童生徒が薬物に対する正しい知識を取得するとともに、教職員の研修会の参加により学校全体の意識の高揚に努めた。	A	今後も学校薬剤師・警察職員等による「薬物乱用防止教室」を中心に、児童生徒が正しい知識が身につくよう努める。	
			115	薬物乱用防止のための啓発	保健センター	ポスター・リーフレット等による啓発。	B
116	飲酒・喫煙防止の啓発	飲酒・喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓発,情報の提供	スポーツ生涯学習課	7月と11月に取手警察署,行政及び関係団体と共に取手駅において未成年者喫煙防止キャンペーンを行った。	B	今後も同様に実施していく。	
			指導課	保健・学級活動の時間で実施し、充実が図られている。	A	養護教諭とのチームティーチング等により,効果的な指導を実施する。	
			保健センター	健康福祉まつりにおいて、パネル展示や竜ヶ崎保健所の協力のもと、受動喫煙防止PRを行い、禁煙及び受動喫煙防止の啓発活動を実施。他に各種健康教育や健康相談においても、随時、禁煙及び受動喫煙防止等の相談・指導を実施	B	今後も、健康教育や健康相談等の充実を図りながら、禁煙や受動喫煙防止に関する知識の普及及び情報提供に努める。	

主要課題13 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり

施策の基本方向(26) 子育て支援体制の充実

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
117	保育施設等の地域への開放と支援	地域の子育て家庭への支援 ・子育て支援センターの充実	子育て支援課	一時保育事業 利用状況 利用延人数3540人 子育て支援センター 利用状況 利用延人数54,262人 開設日数972日)の活動を充実させた。	A	受け入れ体制の強化を図る。
118		学校・保育施設等の校庭・園庭開放	スポーツ生涯学習課 子育て支援課	市内、小・中学校の校庭および体育館を開放しスポーツ団体の健康推進の支援をした。 園庭、乳児の授乳、休憩に施設を開放した。	B B	今後も同様に継続実施していく。 今後も継続していく。
119	子育て支援の充実	ファミリーサポート支援事業等の充実	子育て支援課	ファミリーサポートセンターにおいて、会員の管理(確保・育成・活用)、協力会員と依頼会員の調整を実施している。 会員数614人(利用会員326人 協力会員234人 両方会員54人) 活動件数 2,965件	B	今後も継続して取り組んでいく。
120		子育てに関する情報の提供,相談体制の充実	子育て支援課	地域子育て支援センターで多様な企画事業の実施にとりくんだ。 県や他機関から送付されるパンフレットを各窓口へ送付配布した。 支援センターで育児相談事業(延件数6,539件)、家庭児童相談室家(延件数1,028件)で子育て全般に関する相談事業を実施した。	B	今後も継続して取り組んでいく。
121		母親クラブの育成,充実	子育て支援課	子育て支援センター事業で利用者のニーズに沿った事業を実施し、子育て中の親同士の交流・学習の場を提供し、その結果サークルの育成につながるよう取り組んだ。	B	引き続き実施する。
122		子育てネットワークへの支援	子育て支援課	任意のサークル団体発行の子育て情報紙「すくすくナビ」の行政窓口での配布や、PRなどの活動を間接的に支援した。 東日本大震災避難所内や一般家庭に避難している児童やその親、妊産婦にむけ、妊娠、出産、子育て、教育までの行政サービスや情報交換の場の提供、心のケア、市民ボランティア団体の調整など、臨時的な業務にとりくんだ。	B	今後も継続して取り組んでいく。
123		公共施設でのバリアフリー(注)化及び保育施設など子育て環境整備	公共施設整備課 子育て支援課	取手東中学校大規模改造工事においてエレベーターを設置し、バリアフリー化を図った。公共施設の設計及び工事監督業務を行った。 保育所施設の不具合箇所については随時修繕、改修を行った。 久賀保育所(園庭、排水など)、戸頭北保育所(屋根・テラス等)、中央保育所(屋根等)の整備の際に、内部や周辺の段差に留意した改修やバリアフリーに配慮した設計とした。	B B	今後も公共施設のバリアフリー化を図り、安心できる環境整備を目指し、施設管理担当課と協議しながら設計・工事を実施して行く。 今後も継続していく。 補助金交付金などの財源の情報を収集し、財源確保に努める。
124	学校における相談事業の充実	指導課	全校に子どもと親の相談員を配置している。	A	子どもと親の相談員の有効活用を図る。	
125	子どもの交流場所の整備	子どもや保護者のニーズの把握と調査	スポーツ生涯学習課	保護者のニーズにこたえて、学習アドバイザーやボランティアの事業内容の拡大を行った。	B	さらなる充実を図る。
126		「放課後子どもの居場所づくり」の整備,運営の充実	スポーツ生涯学習課	放課後子どもクラブとして、市内全小学校で実施している。	B	事業内容の充実を図る。

施策の基本方向(27) ひとり親家庭に対する支援の充実

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
127	ひとり親家庭の福祉と自立の支援	経済的支援の促進	子育て支援課	相談件数 12件 支給該当者2件(内訳:修学支度修学資金) 児童扶養手当支給件数 765人 鉄道JR定期券割引証明書発行 交付者46人(内新規:12人)	B	平成22年8月から父子家庭に対する経済的支援がスタートし対象者が拡大した。適正な支給と該当事業の普及に努める。
128		住宅支援の充実	管理課 子育て支援課	住宅に困窮している低所得のひとり親家庭であれば概ね入居申し込みの条件をクリアするので、特別な優先措置は実施していないが、入居申し込み及び家賃算定のための収入認定にあたり、所得税法上の寡婦・寡父に対する所得控除の措置がある。 また、H19年度より、入居者抽選にあたり、住宅困窮度に応じて抽選器をまわす権利回数を変えるポイント制で実施。母子・父子世帯は加算対象としている。 相談件数 0件	B B	引き続き実施する。 茨城県と連携しながら、住宅に関連する資金の貸付など、今後も継続していく。
129		相談体制の充実	子育て支援課	相談件数 2件(自立支援相談)	B	平成22年8月から父子家庭に対する経済的支援がスタートし対象者が拡大した。ニーズを把握し、茨城県と連携しながら就労相談など今後も継続していく。

主要課題14 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり

施策の基本方向(28) 高齢者・障害者等の社会参画の促進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
130	生きがいづくりの推進	高齢者の学習意欲に応えるための各種健康教室など学習機会の充実	高齢福祉課	地域ケアシステム推進事業として男性講座事業を8回実施し152名が参加した。また男性講座フォローアップ研修として、17～18人がサークルを立ち上げ、各種のイベントへの協力や「それぞれの楽しみを見つける」をテーマに定例会を開くようになった。	B	①テーマに斬新性を持たせ、参加者の新たなニーズに応じていく。②教室生の自主活動へと移行して行く。
131		生きがいづくりのための、世代間、ふれあい交流事業の推進 ・高齢者サロンの充実 ・公園など身近なところでのふれあいの場の提供	高齢福祉課	げんきサロン運営（げんきサロン戸頭西・げんきサロン稲・げんきサロン藤代・いきいきプラザ）延利用者数25,149人	B	今後も需要の伸びが予想される。週3～4日開設をしている施設については、週5日を限度に開設日を増やすよう検討する。
132		高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への支援、情報の提供	スポーツ生涯学習課 高齢福祉課	総合型地域スポーツクラブ3団体の活動拠点の確保と情報提供などによる側面的支援を行った。 ①シルバーウォーク参加者数350名 ②三次元プロジェクト要介護者乗馬及びシニア乗馬教室延べ参加者数173名	B B	クラブの専用使用が出来る活動拠点の確保 ①平成23年度はなし。 ②今後も同様に実施していく。
133	社会参画の促進	高齢者及び障害者等の特性を生かしたボランティアや就労の場の確保	高齢福祉課(シルバー人材センター)	シルバー人材センター会員数718人、就業延べ人数57,145人、就業実績219,627,000円	B	今後もシルバー人材センターの運営に対し支援していく。
			社会福祉課(社会福祉協議会)	いきいきサロン等を運営し、高齢者や障害者の方々の社会参画の機会を提供した。	B	受け入れ先の充実
			障害福祉課	障害者自立支援法に基づく就労支援を行なった。就労訓練により一般就労につながったケースもあった。	B	就労の拡大に向け、関係機関との連携を図っていく。
134	高齢者及び障害者等の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発	高齢福祉課	サービス内容をホームページ掲載・広報掲載、また、民生委員を通してサービス一覧表を配布し、地域での活動に役立ててもらっている。	B	今後もホームページ等とおし、情報提供に努める。	
		障害福祉課	身障スポーツ大会・ゆうあいスポーツ大会への参加呼びかけ、各種イベントへの出展要請や参加要請等を市広報・社協だよりをとおして情報提供を行った。	B	引き続き、広報や情報誌などを利用してを情報提供を図っていく。	

施策の基本方向(29) 介護体制の確立と推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
135	介護保険・福祉サービスの充実	介護を必要とする方のための情報の提供、訪問指導、訪問診査の充実	高齢福祉課	介護保険での相談や申請時に、介護保険パンフレット及びサービス事業者一覧表を配布し介護保険サービスを受けるため詳細説明し情報提供を行った。ホームページ・広報等で市民への周知を図った。	B	今後も広報紙やホームページで情報提供すると共にホームページの充実を図っていく。
136		介護サービスの質の向上と充実	高齢福祉課	ケアマネ連絡会との話し合いの場を設け、担当者会議に出席し適正なサービスを受けられるよう支援した。	B	介護を必要とされる方が増える傾向にあり、ケアプランのチェックを行い、質の高いサービス利用につなげていく。
137		地域ケアの推進とネットワークの支援	社会福祉課	地域ケア会議を取手と藤代で開催し、地域ケアの推進とネットワークの支援に努めた。	B	現在のところ特になし。
138	介護保険・福祉サービスの充実	介護する家族の負担軽減のため介護者への支援・介護者教室の開催	高齢福祉課(社会福祉協議会)	社会福祉協議会が中心となり、介護者の悩みや不安を少しでも軽くするための集いを行った。 ①「介護者の集い」家族の会主催8回61名 社協主催5回46名 ②リフレッシュ旅行(益子町)25名 ③「男性講座」8回152名 ④「男性料理教室」6回90名 ⑤男性講座フォローアップ研修15名	B	平成22年度から市全域で行うようになった。
139		介護予防のための、高齢者情報のデータベース化と情報の共有化の推進	高齢福祉課	地域包括支援センターにおいて、情報整理をした。この情報を基に関係機関と連携を図ってきた。	B	今後も関係機関と連携を図り、介護予防事業の推進を図る。
140		要支援・要介護状態になる前に、介護予防のための施策の推進	高齢福祉課	①取手プラン命の樹プラン（機能回復教室等）登録者755人 ②元気ハツラツ事業 延べ利用者 187人 ③外にでいサービス事業 延べ利用者 410人	B	さらに参加者を募り、それぞれにあったプランを作り 介護予防に役立てる。

施策の基本方向(30) 高齢者・障害者等の生活基盤の充実

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成22年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
141	生活支援の充実	在宅福祉サービスの充実 ・傾聴ボランティアの支援と育成	高齢福祉課	①緊急通報装置設置事業 新規台数77台 ②配食サービス事業 年間利用人数152人 19,459食 ③愛の定期便事業 訪問日数144日 配布本数13,165本 ④訪問理美容サービス事業 年間利用者35人 発行枚数104枚 ⑤紙おむつ支給事業 支給対象者数292人 ⑥ステッキカー購入費助成事業 年間利用者19人 ⑦移送サービス利用料金助成事業 年間利用枚数10,056枚	B	今後も、高齢者の増加に伴い事業費の確保と、必要な方に必要なサービスが提供できるよう努める。
			障害福祉課(社会福祉協議会)	手話奉仕員・要約筆記奉仕員・傾聴ボランティアの養成事業を実施。精神障害者の社会参加支援へのボランティア活動に対し事業費・教材費等の補助を行った。 ボランティア支援センターに「社会参加促進事業補助金」として補助している。(国県の補助対象事業のひとつ) 内容は、手話通訳者・要約筆記者養成、点字・声の広報等発行事業等。	B	引き続き実施する。
142		年金, 医療, 保健などの情報の提供, 相談の充実	国保年金課	誰もが安心して暮らせることこそ、元気で長生き出来る社会づくりの源である。また、いつでも安心して医療を受けることが出来る国民皆保険制度、国民健康保険と後期高齢者医療について、啓蒙活動に重点をおいた。次に保健事業については、医師会と連携を図り、集団検診と医療機関健診を同時並行で行い、被保険者の選択を広げた。次に、経済の動向とも密接に関係している国民年金問題については、従来、主に自営業者の方の国民年金制度であったものが非正規職員の方々を多く含む状況となっているため、将来無年金、低年金とならないよう広報活動を充実させた。次に医療福祉制度については、窓口自己負担金について、10月より小学校1年から3年生まで、扶養人数などに応じた所得の制限はあるが、一部自己負担を除き支給の拡充を図った。	B	国においては、平成20年度から始まった後期高齢者医療制度に代わる新たな高齢者医療制度の施行に向け、見直しが進められている。さらに、昨年5月に国保法等の一部改正が行われ、市町村国保事業運営の広域化又は財政の安定化を推進するため、本県においては、昨年12月に広域化等支援方針が策定・公表された。今後、益々の財政安定が求められている。今後とも、市民の健康維持・増進を図るため、様々な施策を展開するとともに、医療費の抑制に努めていく。
143	環境整備の促進	ハード, ソフト面のバリアフリー化のための環境整備の充実(障害福祉課)	障害福祉課	障害者自立支援法に基づく補装具の交付、手話通訳者の派遣及び日常生活用具の給付、自動車改造費、住宅改修費等の補助を実施し環境整備の充実を図った。	B	引き続き実施する。
			子育て支援課	保育所施設の不具合箇所については随時修繕、改修を行った。久賀保育所(園庭、排水など)、戸頭北保育所(屋根・テラス等)、中央保育所(屋根等)の整備の際に、内部や周辺の段差に留意した改修やバリアフリーに配慮した設計とした。	B	今後も継続していく。補助金交付金などの財源の情報を収集し、財源確保に努める。

第3部 施策の成果指標項目の推進状況

「第二次取手市男女共同参画計画」成果指標値の進捗状況

基本目標	主要課題 (重点課題)	評価指標	計画策定時	H21	H22	目標(H23)	進捗率	概要
			(直近値)	実績(A)	実績(A)	目標値(B)	(A/B)	
1	男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	社会通念・慣習上の男女の平等感	10.8%	14.1%	14.1%	15.0%	94.00%	社会通念・慣習上、男女が平等と感じている人の割合（政策調整課市民アンケート調べ）
			(平成17年度)					
	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	学校における男女の平等感	35.8%	37.6%	34.7%	40.0%	86.75%	男女の平等感について、学校教育で平等と感じている人の割合（政策調整課市民アンケート調べ）
			(平成17年度)					
2	政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	各種審議会等における女性委員の割合 (各年度4/1現在)	24.4%	29.8%	28.6%	40.0%	71.50%	市の審議会等委員のうち、女性の占める割合（秘書課調べ）
			(平成17年度)					
		市の管理職員のうち、女性職員の割合 (各年度4/1現在)	4.0%	5.7%	5.4%	15.0%	36.00%	市の管理職員のうち、女性職員の占める割合（人事課調べ）
		女性リーダー育成研修会参加者数	40人	47人	47人	88人	53.41%	女性リーダー育成のための研修会参加者のべ人数（秘書課調べ）
		(平成17年度)						
3	職業生活と家庭生活の両立支援	延長保育実施保育所数	4ヶ所	7ヶ所	8ヶ所	7ヶ所	114.29%	延長保育実施保育所数（子育て支援課調べ）
			(平成17年度)					
	就労の場における男女平等の推進	職場における男女平等感	18.8%	19.1%	21.1%	20.0%	105.50%	男女の平等感について、職場で平等と感じている人の割合（政策調整課市民アンケート調べ）
(平成17年度)								
	商業・農業等における男女共同参画の推進	家族経営協定締結世帯数	10世帯	12世帯	12世帯	18世帯	66.67%	農業経営上、男女が対等なパートナーとして協定を結んでいる世帯数（農政課調べ）
(平成17年度)								
4	子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり	放課後子どもの居場所づくり実施小学校数	2校	18校	18校	18校	100.00%	子育て支援策として放課後居場所づくり実施小学校数（スポーツ生涯学習課調べ）
			(平成18年度)					
	高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり	介護予防拠点施設への参加者のべ人数	15,184人	25,221人	25,149人	20,000人	125.75%	生きがい対策としてげんきサロン等への高齢者の参加者のべ人数（高齢福祉課調べ）
(平成17年度)								

資 料

- ・ 取手市民アンケート調査結果
(男女の地位に関する意識について)
- ・ 取手市男女共同参画推進条例
- ・ 取手市男女共同参画推進条例施行規則
- ・ 取手市男女共同参画苦情処理体制

7. 男女の地位に関する意識について

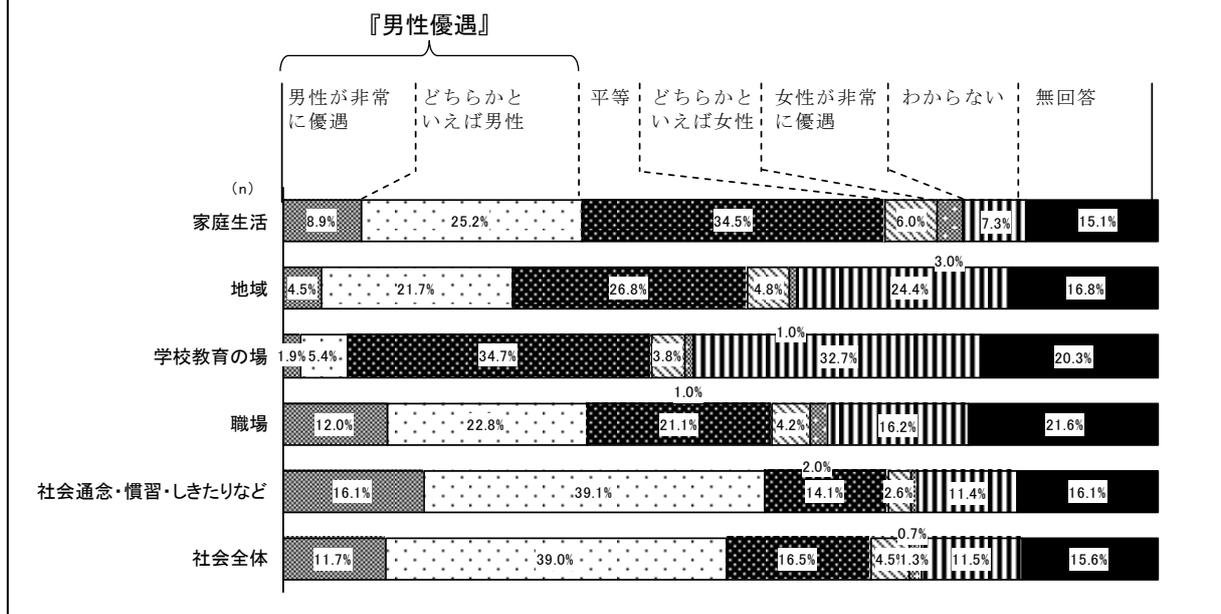
【7-1】 男女共同参画社会の考え方について

◇ 「学校教育の場」「家庭生活」「地域」では、「平等になっている」と感じている市民の割合が高い。

ただし、「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」では、半数以上の市民が「男性優遇」と感じている。

問 7-1 あなたは、次にあげる分野において、男女の地位はどのようになっていると思いますか。それぞれの分野で該当する番号を記入してください。

《図 7-1》 男女共同参画社会の考え方について

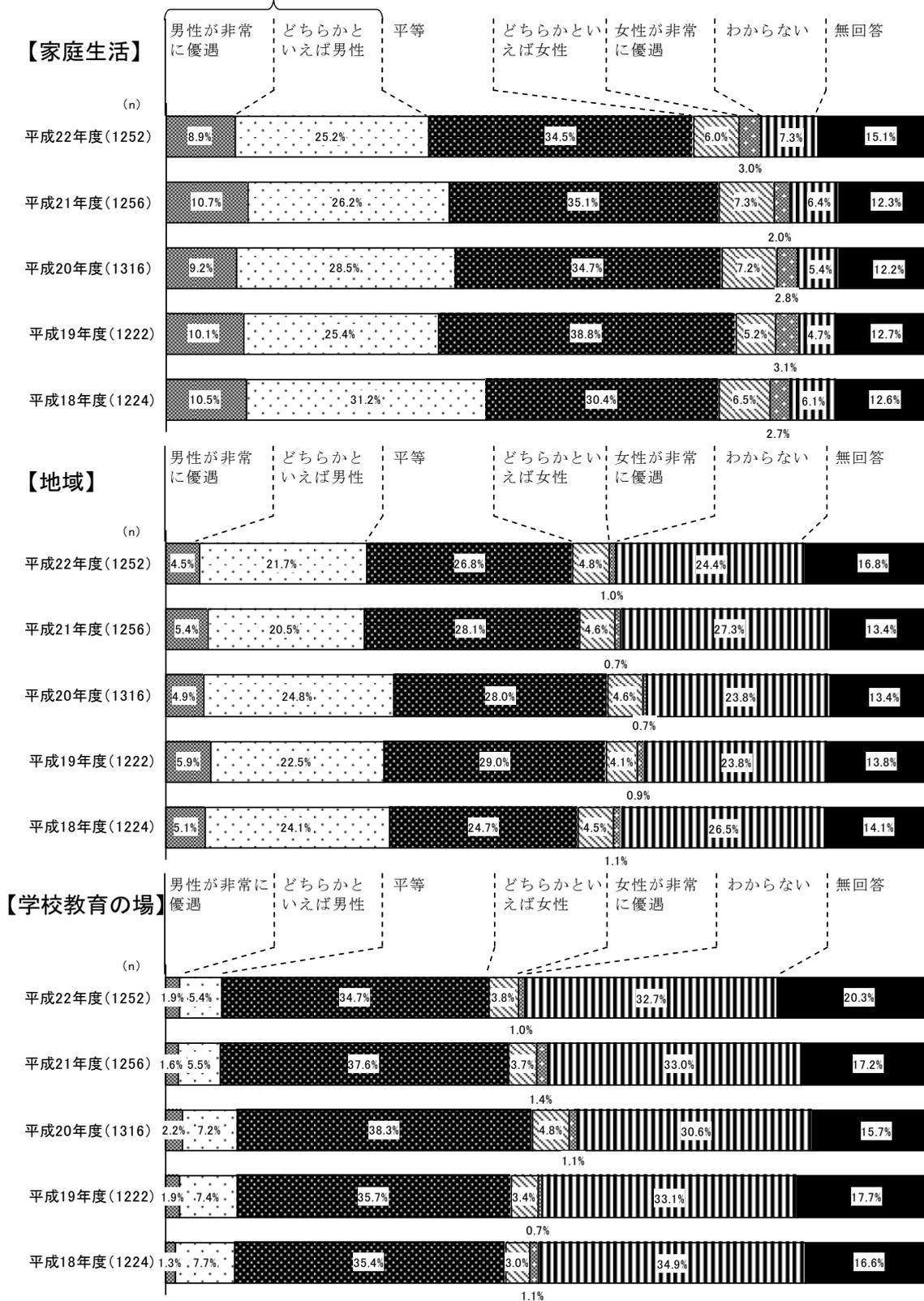


各分野での男女の地位について尋ねたところ、「平等」の割合が最も高いのは〈学校教育の場〉(34.7%)となっており、次いで〈家庭生活〉(34.5%)、〈地域〉(26.8%)が続いている。

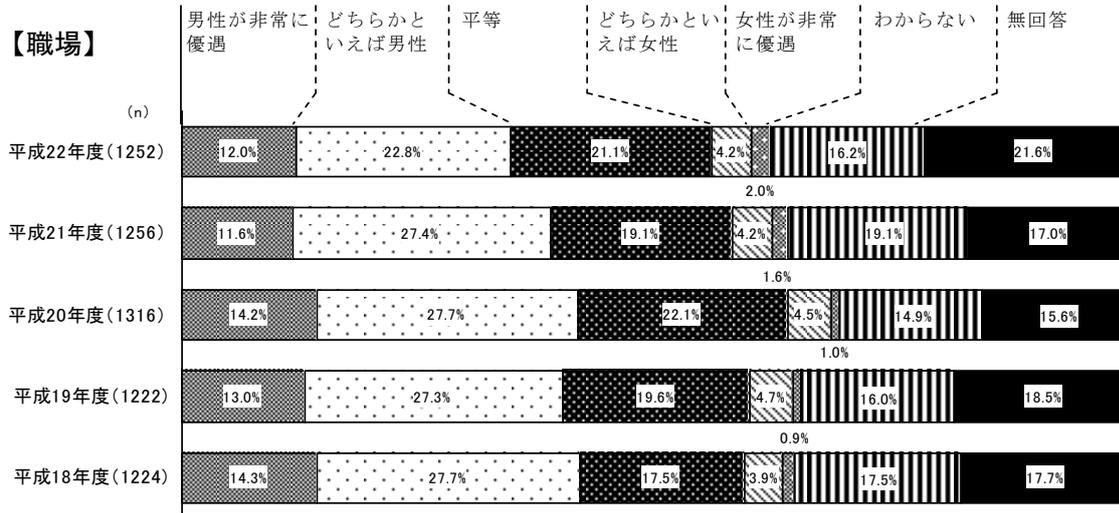
一方、『男性優遇』の割合が最も高いのは、〈社会通念・慣習・しきたりなど〉(55.2%)となっており、次いで〈社会全体〉(50.7%)、〈職場〉(34.8%)、〈家庭生活〉(34.1%)が続いている。(図 7-1)

過去の調査結果と比較すると、それぞれの項目において『男性優遇』の割合が年々減少傾向を示している。(図 7-2)

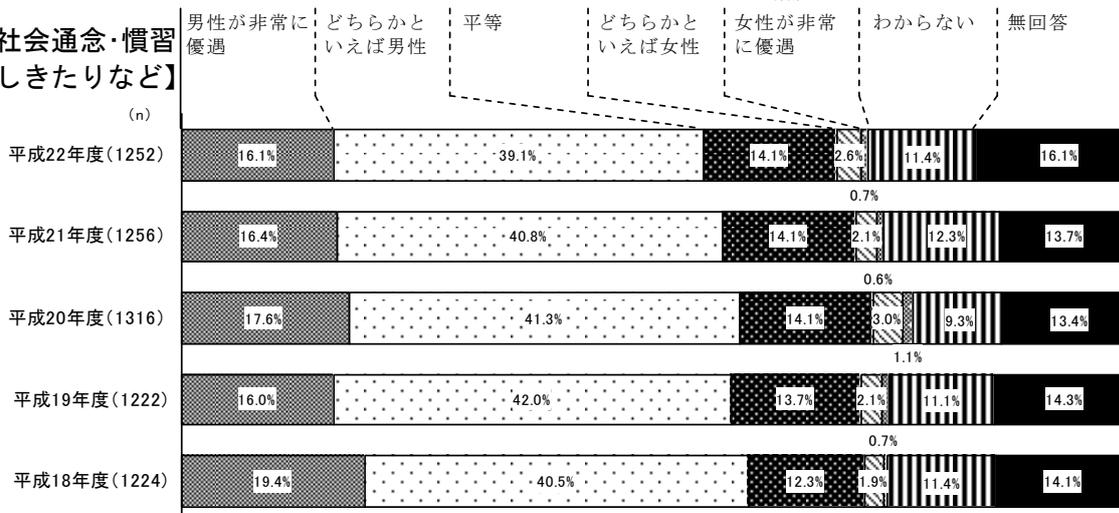
《図 7-2》 男女共同参画社会の考え方について (経年比較)
『男性優遇』



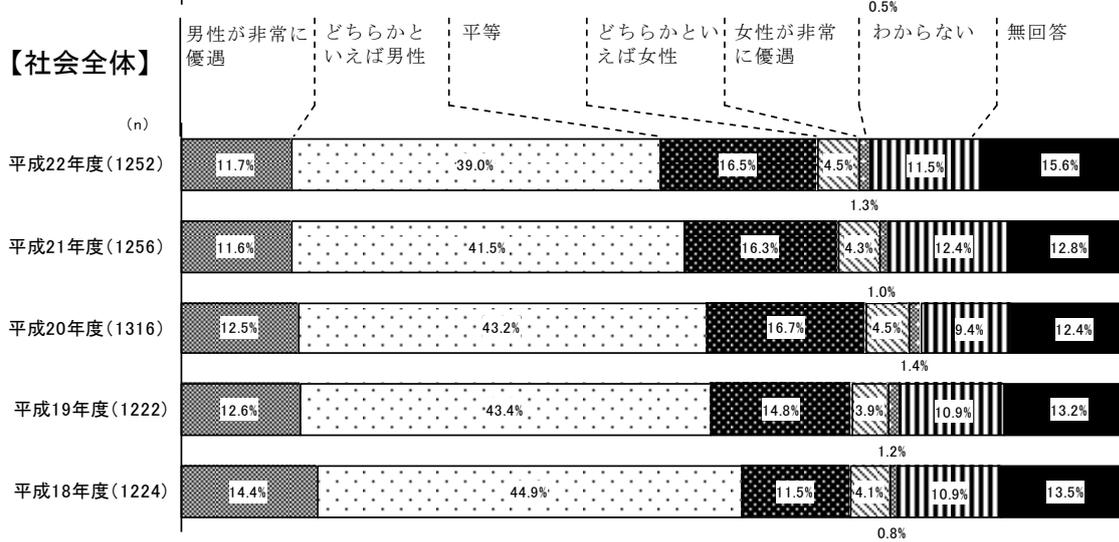
【職場】



【社会通念・慣習しきたりなど】

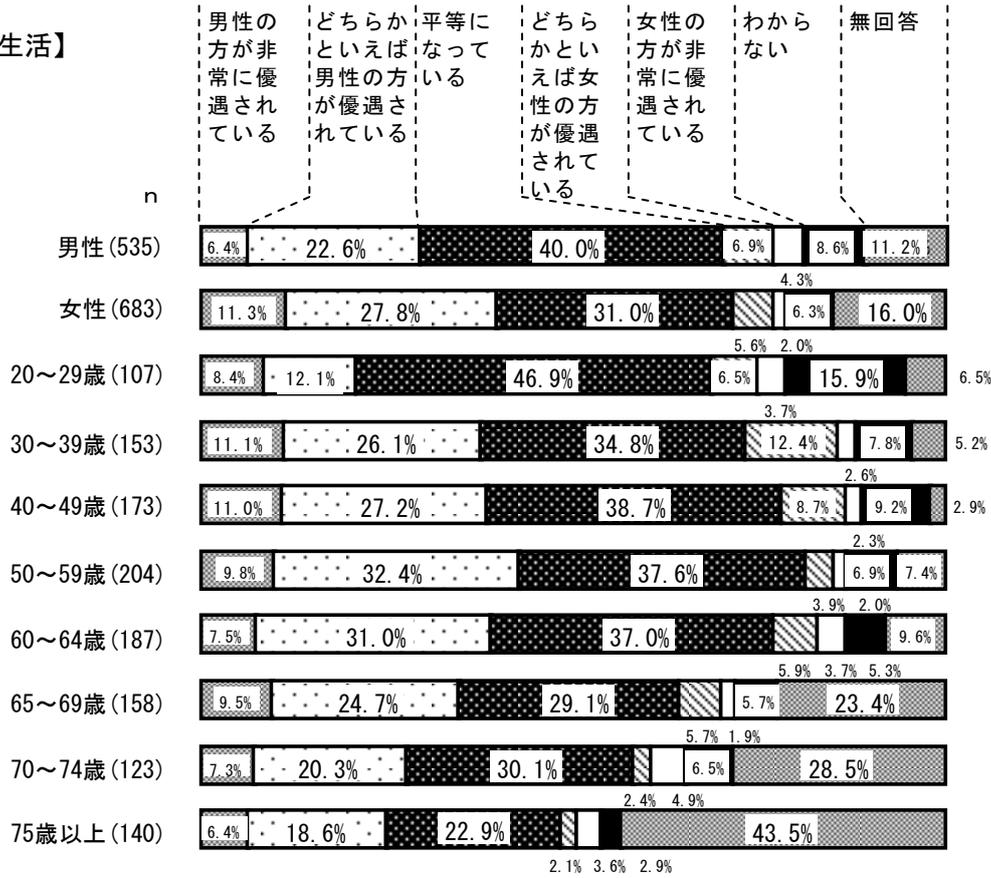


【社会全体】

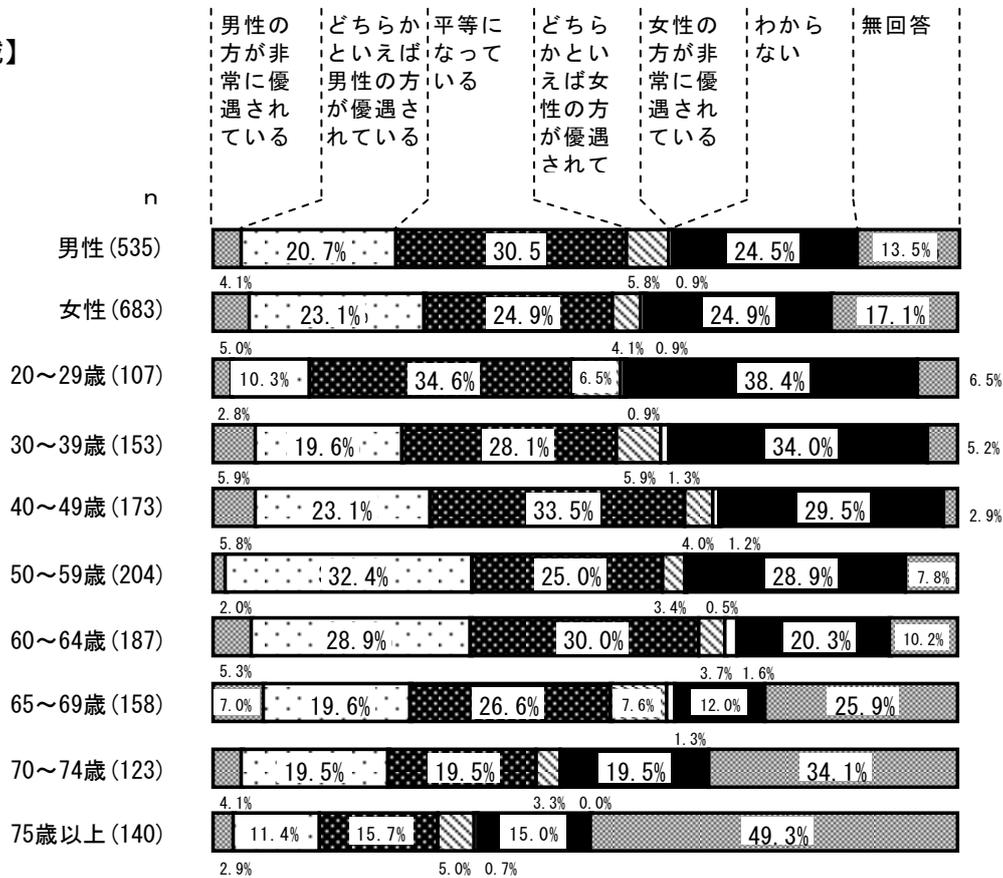


《図 7-3》 男女共同参画社会の考え方について (性別・年代別)

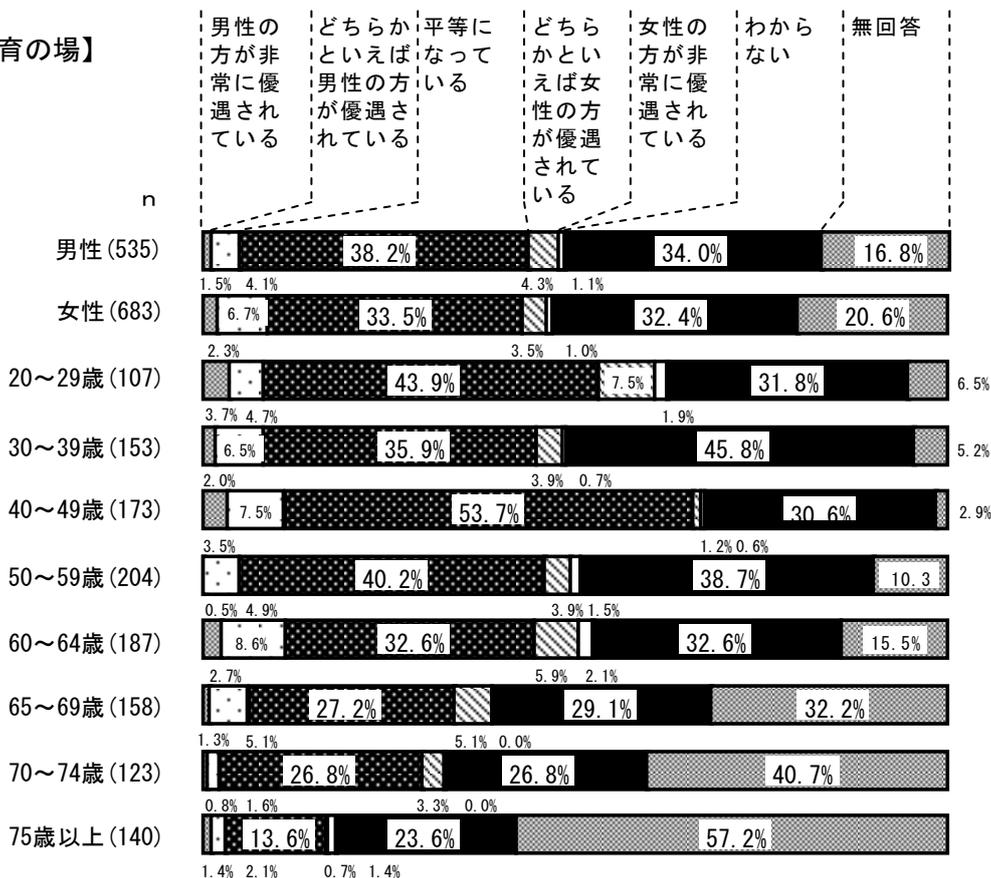
【家庭生活】



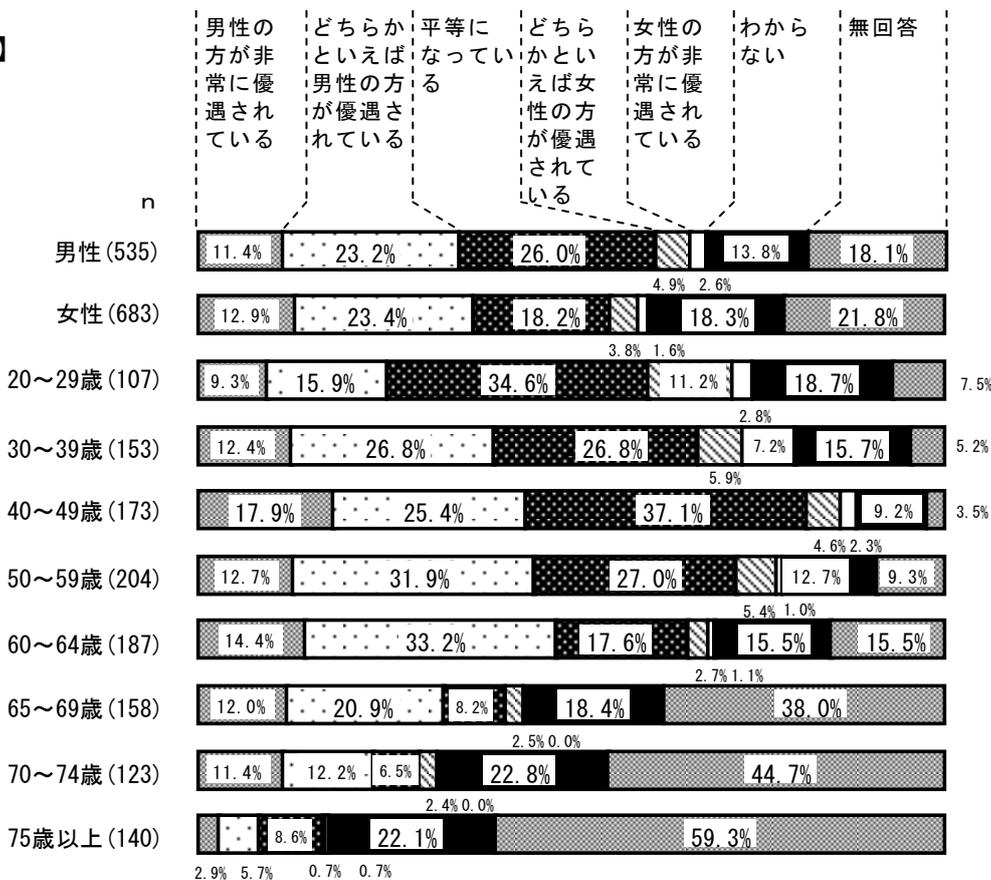
【地域】



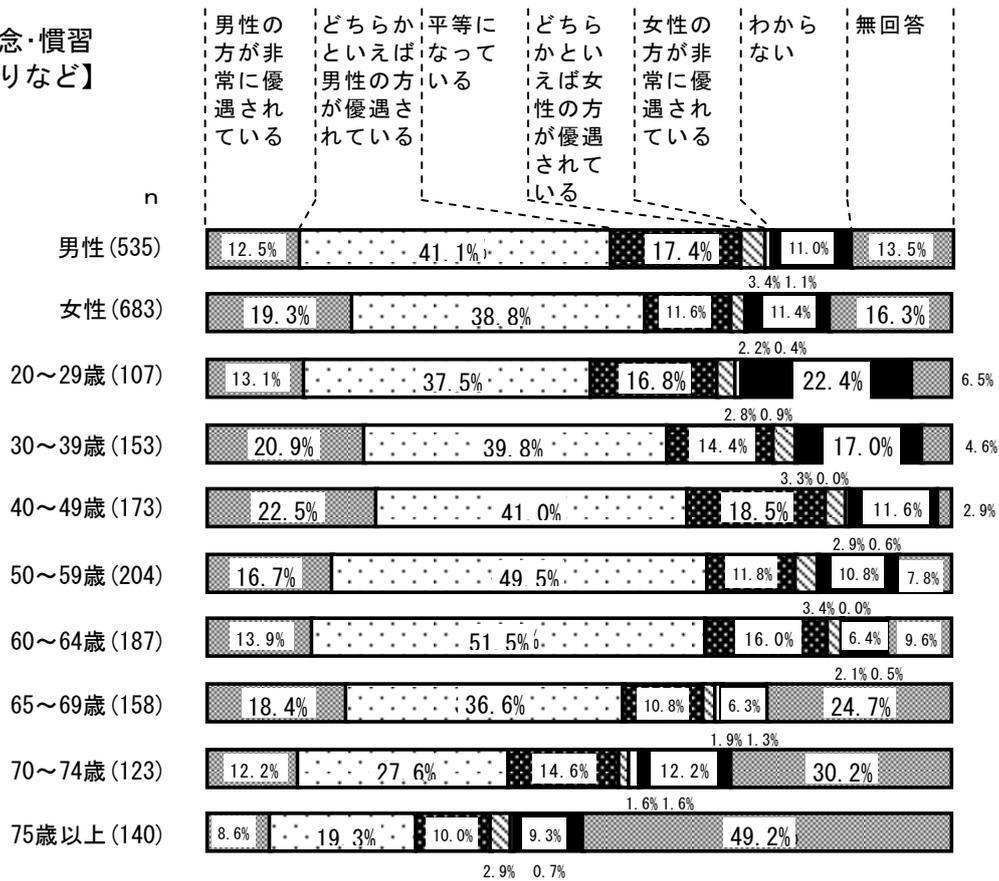
【学校教育の場】



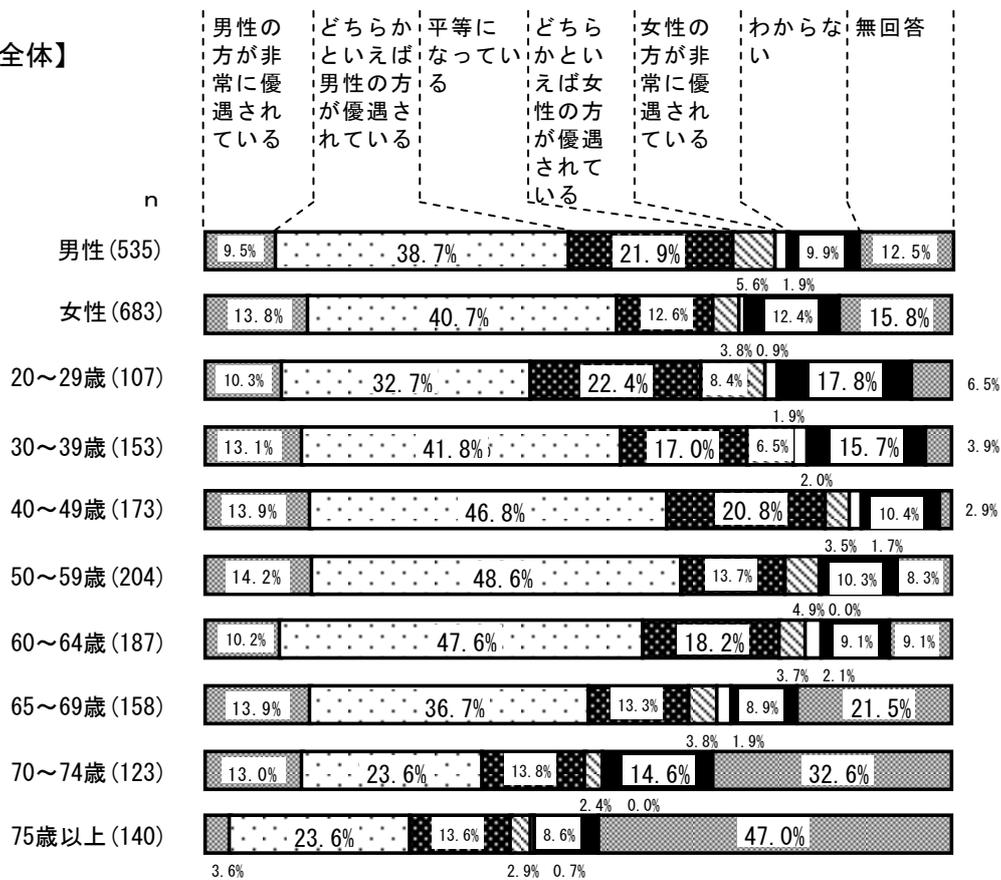
【職場】



【社会通念・慣習
しきたりなど】



【社会全体】



〈家庭生活〉を性別で見ると、「平等になっている」は男性（40.0%）が女性（31.0%）を9.0ポイント上回っているのに対し、『男性優遇』は女性（37.1%）が男性（29.0%）を8.1ポイント上回っている。

年齢別で見ると、年代が上がるにつれて『男性優遇』と回答する割合が低くなっている。（図7-3）

〈地域〉を性別で見ると、「平等になっている」は男性（30.5%）が女性（24.9%）を5.6ポイント上回っているのに対し、『男性優遇』は女性（28.1%）が男性（24.8%）を3.3ポイント上回っている。

年齢別で見ると、50歳代と60歳代で『男性優遇』と回答する割合が高くなっている。また、20歳代では、『男性優遇』の割合が2割弱と低くなっている。（図7-3）

〈学校教育の場〉を性別で見ると、「平等になっている」は男性（38.2%）が女性（33.5%）を4.7ポイント上回っているのに対し、『男性優遇』は女性（9.0%）が男性（5.6%）をやや上回っている。

年齢別で見ると、年代が上がるにつれて「平等になっている」と回答する割合が低くなっており、同時に「わからない」や「無回答」の割合が高くなっている。（図7-3）

〈職場〉を性別で見ると、「平等になっている」は男性（26.0%）が女性（18.2%）を7.8ポイント上回っている。

年齢別で見ると、全ての年代で『男性優遇』が「平等になっている」を上回っている。また60歳代以降、年代が上がるにつれて『男性優遇』と回答する割合が低くなっている。（図7-3）

〈社会通念・慣習・しきたりなど〉を性別で見ると、「平等になっている」は男性（17.4%）が女性（11.6%）を5.8ポイント上回っているのに対し、『男性優遇』は女性（58.1%）が男性（53.6%）を4.5ポイント上回っている。

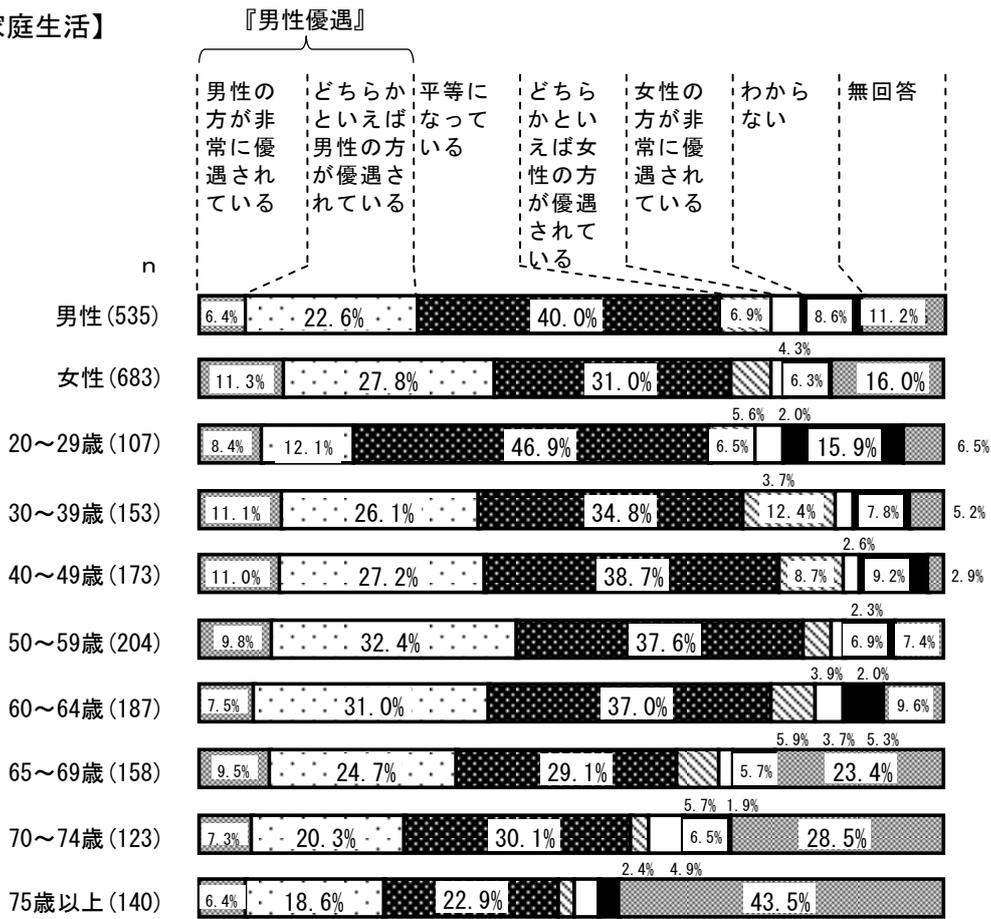
年齢別で見ると、全ての年代で『男性優遇』が「平等になっている」を上回っているが、50歳代以降、年代が上がるにつれて『男性優遇』と回答する割合が低くなっている。（図7-3）

〈社会全体〉を性別で見ると、「平等になっている」は男性（21.9%）が女性（12.6%）を9.3ポイント上回っているのに対し、『男性優遇』は女性（54.5%）が男性（48.2%）を6.3ポイント上回っている。

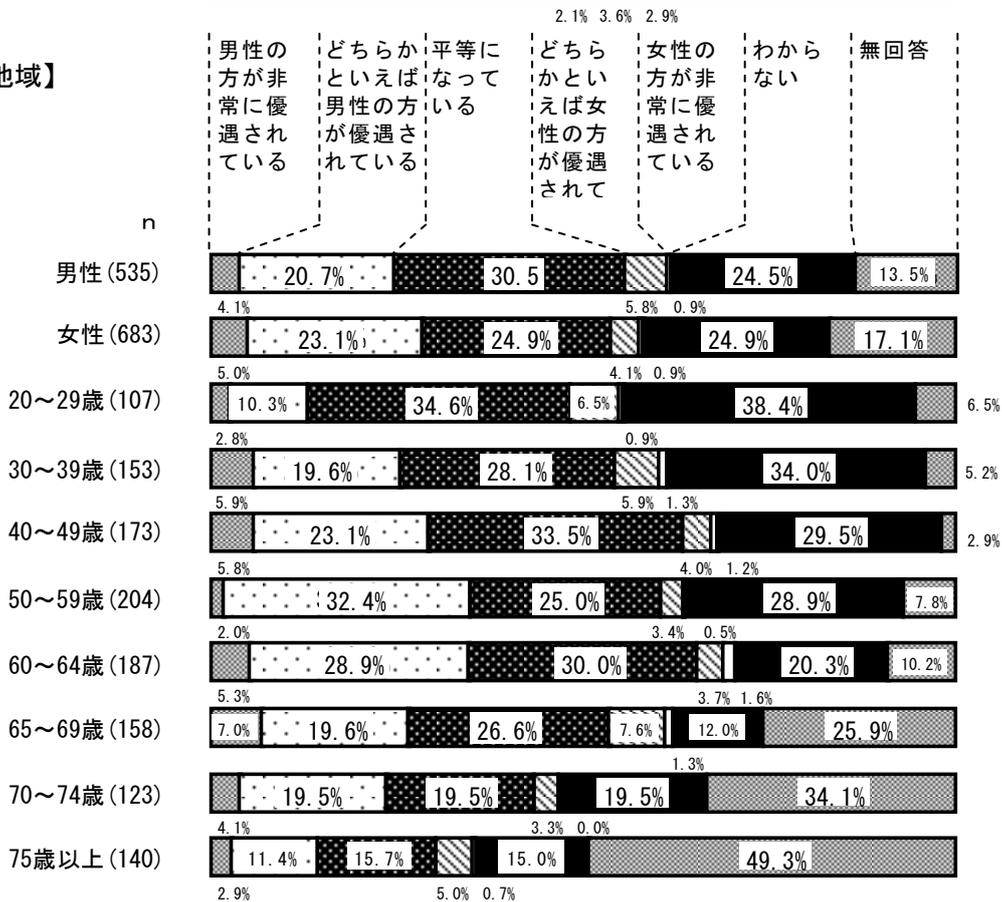
年齢別で見ると、全ての年代で『男性優遇』が「平等になっている」を上回っているが、50歳代以降、年代が上がるにつれて『男性優遇』と回答する割合が低くなっている。（図7-3）

《図 7-4》 男女共同参画社会の考え方について (性別・年齢別)

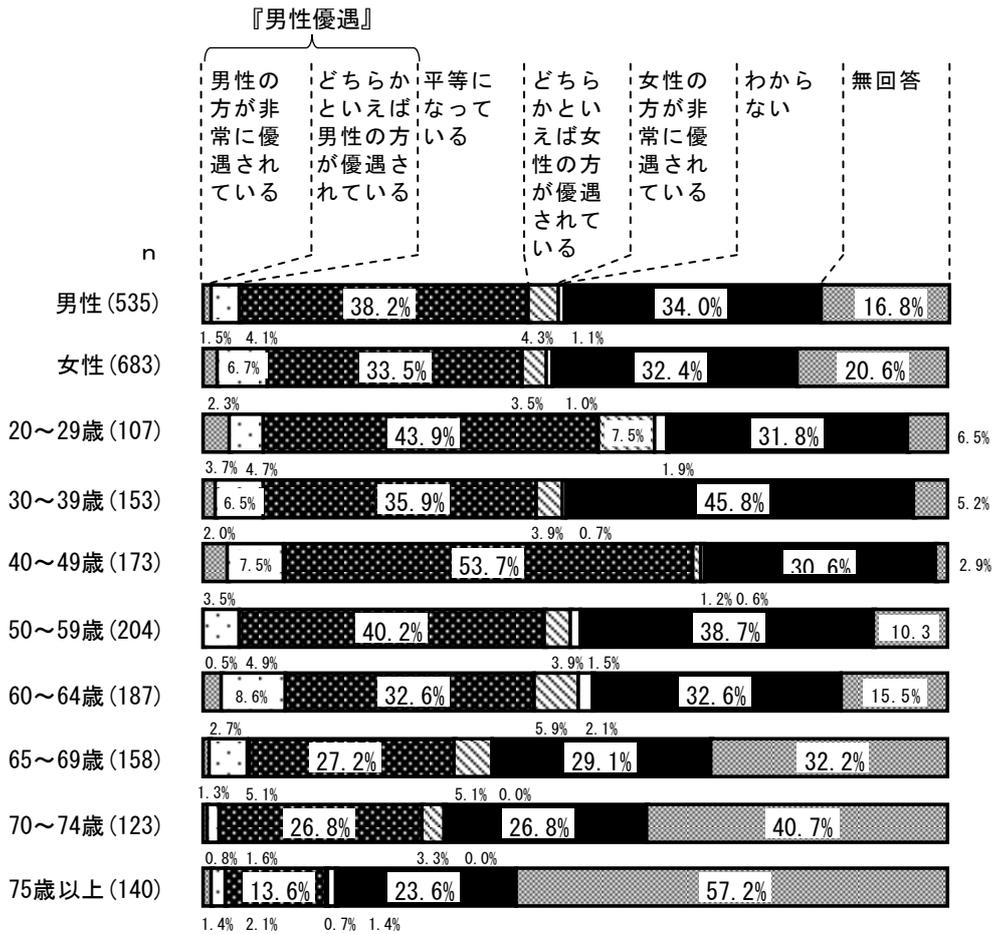
【家庭生活】



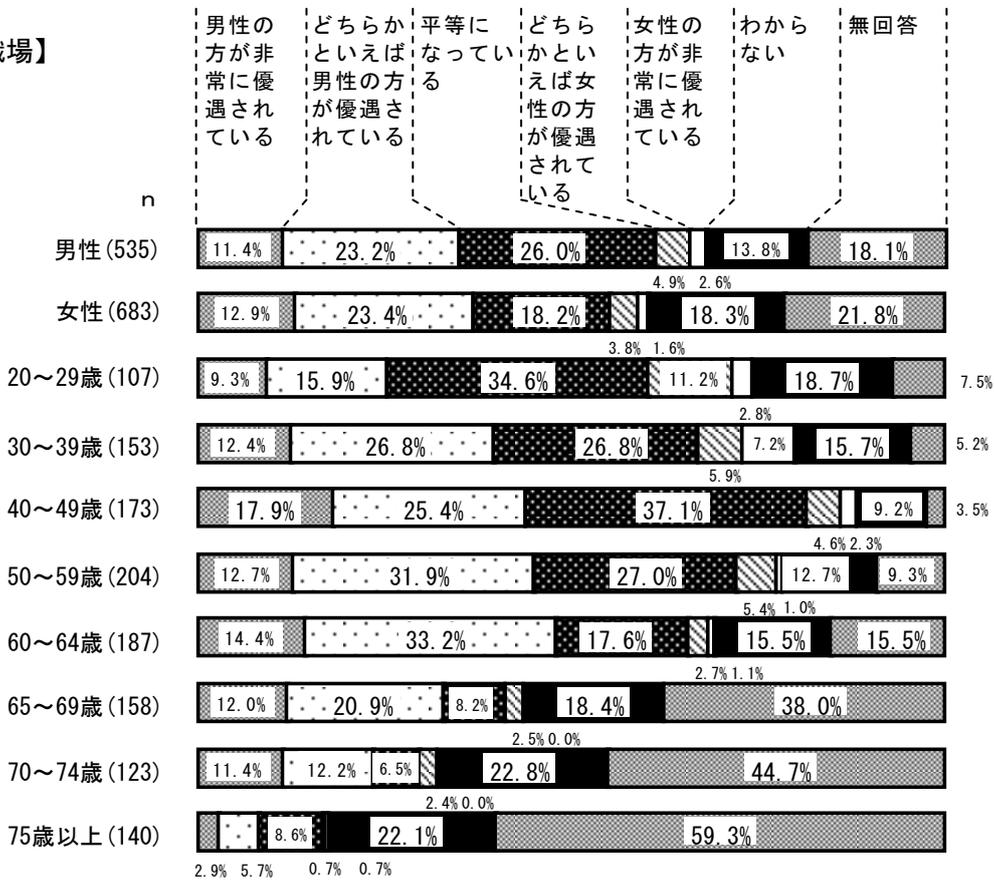
【地域】



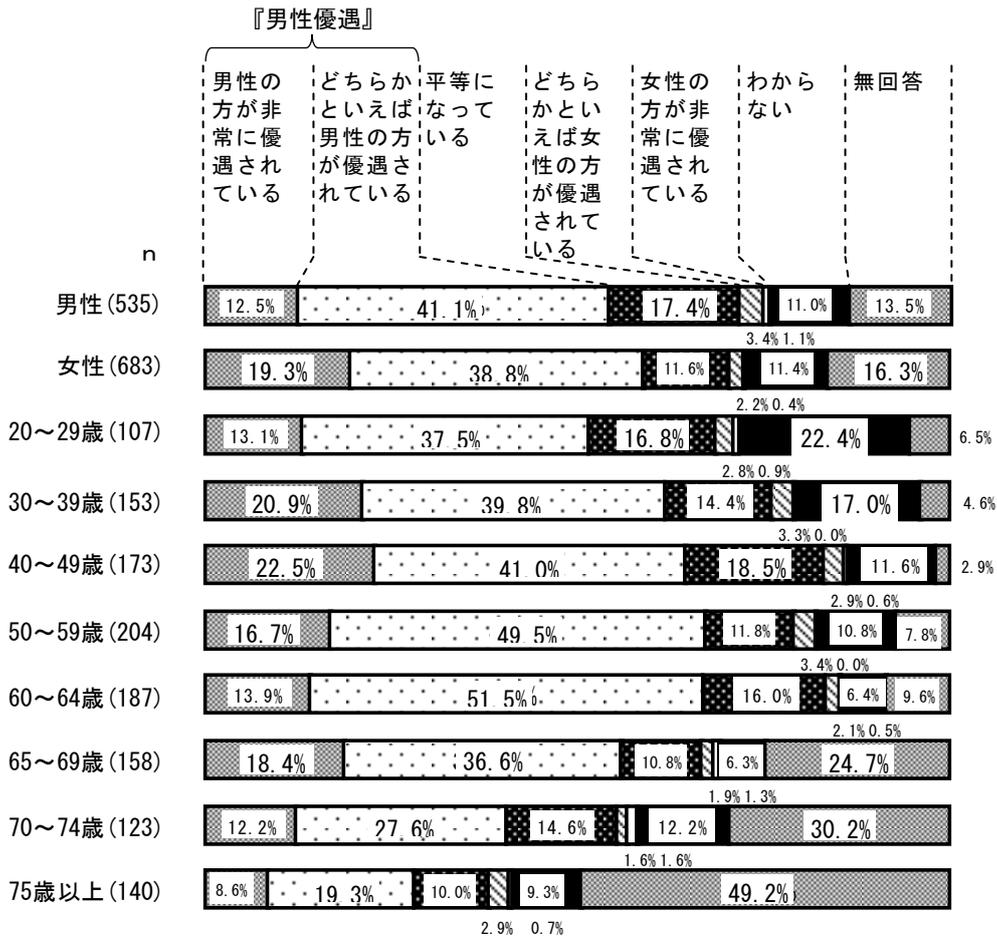
【学校教育の場】



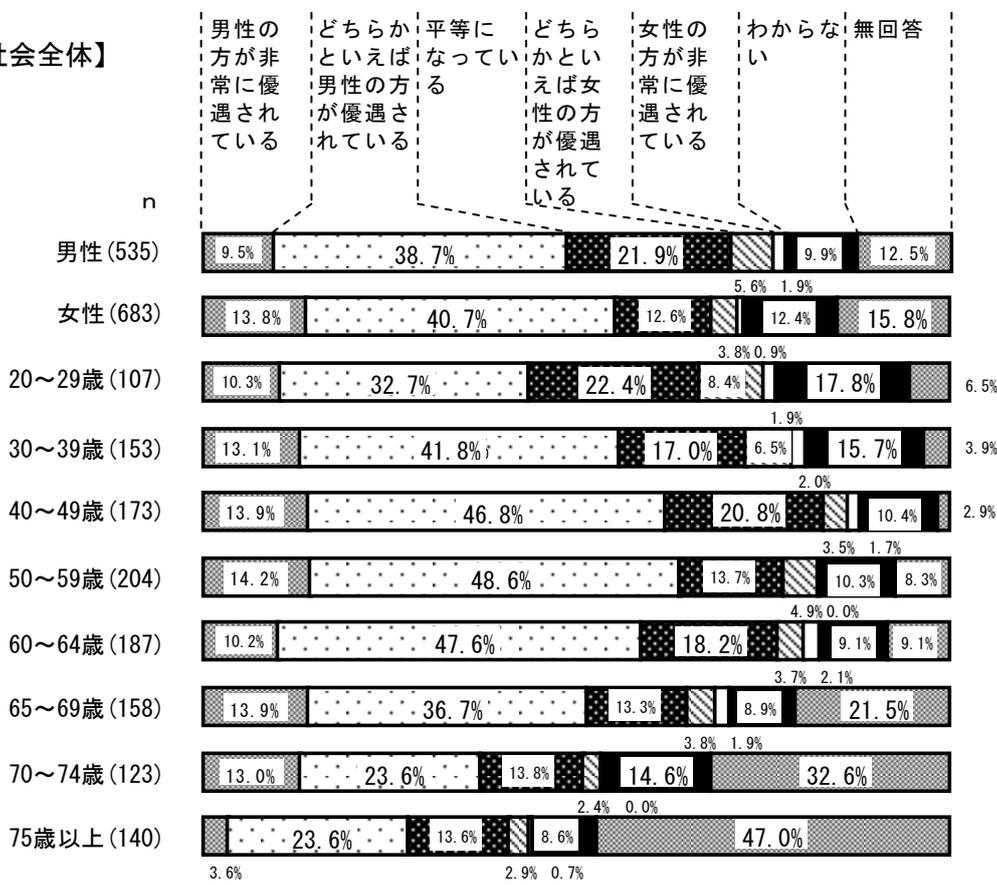
【職場】



【社会通念・慣習・しきたりなど】



【社会全体】



取手市男女共同参画推進条例

平成 17 年 1 月 4 日条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第 9 条～第 20 条)

第 3 章 取手市男女共同参画審議会(第 21 条～第 23 条)

第 4 章 雑則(第 24 条)

付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。

今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、すべての市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、男性も女性も平等で生き生きと暮らせることができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定をしようとするときは、取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第 11 条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への配慮)

第 12 条 男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第 14 条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第 15 条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

(市民及び事業者の自主的な活動の支援)

第 16 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 17 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 18 条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(積極的改善措置の実施)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の処理)

第 20 条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

第3章 取手市男女共同参画審議会

(設置等)

第21条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議するとともに、必要に応じて市長に対し建議することができる。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係機関又は団体から推薦を受けた者
- (3) 市民

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画^{ひと}女と男^{ひと}ともに輝くとりでプランについては、第9条第1項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間、同項の男女共同参画計画とみなす。

取手市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 1 月 4 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、取手市男女共同参画推進条例(平成 17 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第 2 条 条例第 20 条第 1 項に規定する苦情等の申出をすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
 - (2) 営利を目的にするか否かを問わず、市内において事業所を有して事業活動を行う個人及び法人その他の団体
- 2 前項に規定する申出は、苦情等申出書(様式第 1 号)を市長に提出することにより行うものとする。

(苦情処理員)

第 3 条 条例第 20 条第 1 項の規定により申出のあった苦情等を処理するため、取手市男女共同参画苦情処理員(以下「苦情処理員」という。)を置く。

- 2 苦情処理員は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 苦情処理員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の苦情処理員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 苦情処理員は、再任されることができる。

(苦情処理員の職務)

第 4 条 苦情処理員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第 20 条第 2 項に規定する関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行うこと。
 - (2) 苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行うこと。
- 2 苦情処理員は、それぞれ独立して前項の職務を行うものとする。
 - 3 苦情処理員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(調査しない申出)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)その他の法令の規定により処理すべき事項

- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 年度内に同一人が行った同一申出に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理員が調査等を行うことが適当でない
と市長が認める事項

2 市長は、前項の規定に該当する場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を苦情等申出調査対象外通知書(様式第 2 号)により当該申出をした者に通知するものとする。

(苦情等処理の通知)

第 6 条 市長は、苦情等の申出への調査及び処理を行ったときは、速やかにその内容を苦情等処理通知書(様式第 3 号)により当該申出をした者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第 7 条 条例第 20 条第 2 項に規定する関係機関とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 人権相談、法律相談、取手市女性のヘルプ相談、行政相談その他の市における相談業務を実施している機関
- (2) 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関

(審議会)

第 8 条 条例第 21 条第 1 項に規定する取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 9 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(審議会の委員等)

第 10 条 条例第 22 条第 3 項第 2 号に規定する関係機関又は団体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 男女共同参画の推進に寄与すると認められる団体

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関又は団体
2 条例第 22 条第 3 項第 3 号に規定する市民とは、市内に住所を有し、又は市内に通勤する 18 歳以上の者をいう。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、秘書課において処理する。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 17 年規則第 78 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

付 則(平成 18 年規則第 22 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年規則第 56 号)

この規則は、平成 19 年 8 月 27 日から施行する。

＜苦情処理体制フロー図＞

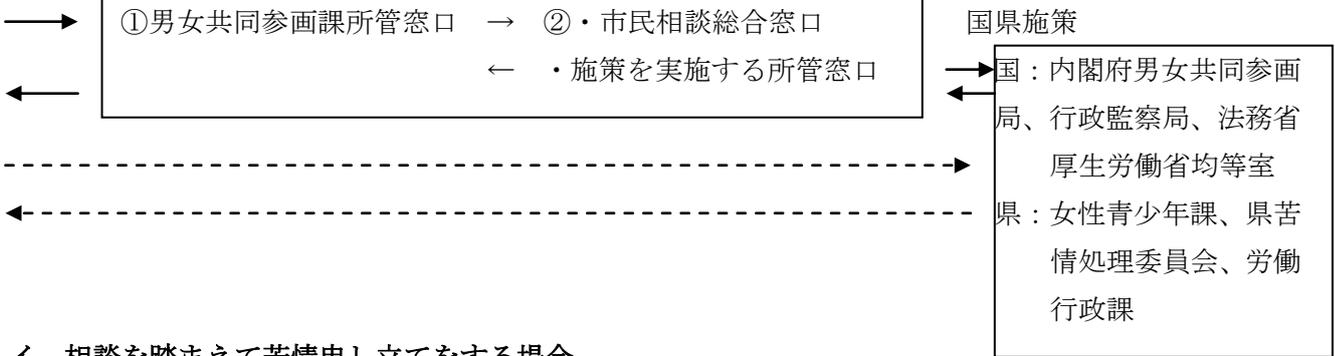
対象：市民（市内在住者、通勤者、通学者、事業者、市民活動団体）

範囲：①市が実施する男女共同参画に関する施策について

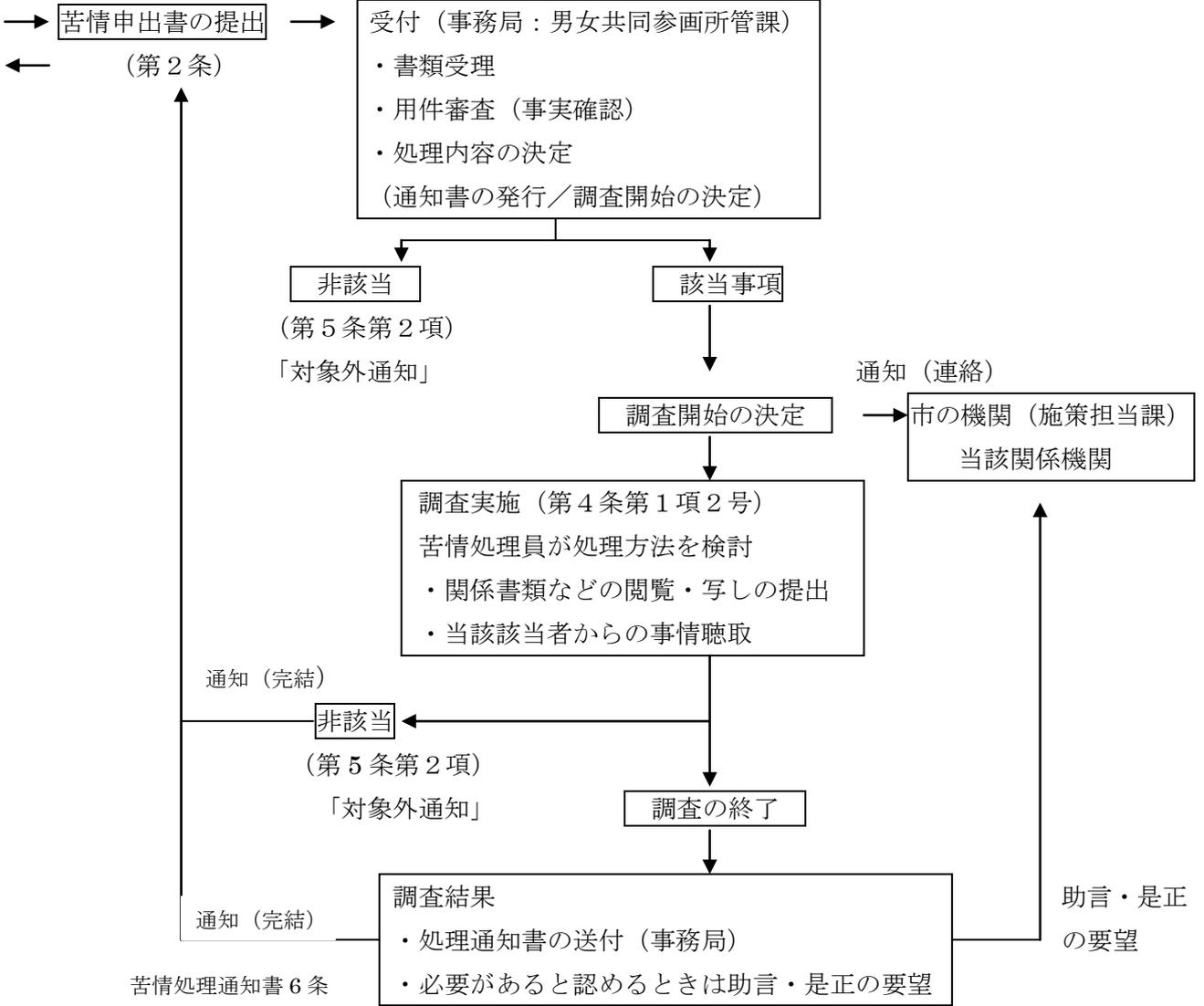
②市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすとみられる施策について

●＜市が実施する行政施策＞

ア、相談のみで解決する場合



イ、相談を踏まえて苦情申し立てをする場合



● <申し出の苦情が、施策についての苦情より人権侵害の事案として取り扱う方がよいとき>

← <より専門的な知識をもった機関が他にあるとき>

引継・助言・紹介



平成23年度（平成22年度実施）
第二次取手市男女共同参画計画 年次報告書

—男性も女性も生き生きと暮せる活力ある取手をめざして—

発行 取手市

〒302-8585 取手市寺田5139番地

TEL 0297-74-2141

FAX 0297-73-5995

E-mail hisho@city.toride.ibaraki.jp

ホームページ <http://www.city.toride.ibaraki.jp>

編集 取手市 秘書課